

設けて、幹線と地方重要道路の双方に
わたり逐次その整備をはかることとい

たしたのであります。が、新道路整備
五箇年計画に基く道路整備事業を強力
に推進して参りますため、このたび

道路行政を担当してゐる本省機構を整備拡充することとした次第であります。すなわち、道路局に管理部及び

建設部を設け、管理、建設の両面から今後の道路行政の一そうの推進を期する所存であります。

次に、本省に地方支分課局として新たに北陸地方建設局及び四国地方建設局を設置するとともに、地方建設局の

たのであります。

現在、建設省の地方支分部局として

東北地方建設局、関東地方建設局、中部地方建設局、近畿地方建設局、中国四国地方建設局、九州地方建設局の六

地方建設局が設置されており、河川、道路等の国の直轄事業の実施に当つておりますが、年々の事業量の増大に伴

い、これら事業実施の万全を期するためには、北陸地方及び四国地方に地方建設局を設ける必要が生じたので

あります。加うるに、来年度以降にお
きましては、先ほど申し上げましたよ
うに道路整備五箇年計画に基く直轄の

道路整備事業が相当増加することになり、この際、北陸地方建設局及び四国地方建設局の二地方建設局

を新たに設け、事務運営の適正かつ能率化を期することとした次第であります。すなわち、従来の関東地方建

設局の所管区域であります新潟県並びに中部地方建設局の所管区域であります石川県及び富山県を所管区域と

する北陸地方建設局と、従来の中国四

国地方建設局の所管区域であります四国四県を所管区域とする四国地方建設局を設置することとしたのであります。

また、地方建設局の内部部局につきましても、道路事業等の増大に伴い、事業実施の効率化をはかるとともに、河川事業、道路事業の遂行に当つてその責任を明確化する等のため、従来の庶務部、工務部及び企画部にかえて総務部、河川部、道路部及び企画室を置くこととし、東北地方建設局及び四国地方建設局には、これらの部のほか用地部を新設することいたしました。

なお、管轄に関する事務につきましても、その事務の性質上従来の所管区域によつて処理する方が適当と考えられますので、新設の北陸地方建設局及び四国地方建設局においてこれを分掌しないこととし、これらの地方建設局には管轄部を置かないこといたしました。

第三に、地理調査所の位置を東京都に変更することとしたのであります。地理調査所は、戦時中の疎開先長野県から、戦後千葉縣に移転し、現在に至つておりますが、このたび東京都目黒区上目黒に建設されております新庁舎に移転することになりましたので、その位置を東京都に改めることにいたしましたのであります。

その他地方建設局の所掌事務等につきましても、若干の事務的改正を加えることとしたのであります。

以上が建設省設置法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨でございますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○福永委員長 次に総理府設置法の一部を改正する法律案を議題とし、政府に提案理由の説明を求めます。今松総務長官。

総理府設置法の一部を改正する法律案
総理府設置法の一部を改正する法律案

総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 南方地域（硫黄島、伊平屋島、北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む）、婦孺岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島をいう）、沖の島及び南鳥島をいう。以下同じ。）及び北方地域（政令で定める地域をいう。以下同じ。）に関する事務（外務省の所掌に属する事務を除く。以下同じ。）

第四条中第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 南方地域及び北方地域に関する事務を行うこと。

第五条第一項中「二局」を「三局」に改める。

「統計局」を「統計局」に改める。

第九条を次のように改める。

（特別地域連絡所の事務）

第九条 特別地域連絡所において、左の事務をつかさどる。

一 本邦（出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）と南方地域との間の渡航に関する事務を行うこと。

二 南方地域に滞在する日本国民の保護に関する事務を行うこと。

三 本邦と南方地域又は北方地域にわたる身分関係事項その他の事実について公の証明に関する文書を作成すること。

四 本邦と南方地域又は北方地域との間において解決を要する事項を調査し、連絡し、あつせんし、及び処理すること。

五 本邦と南方地域との間の貿易、文化の交流その他南方地域に関する事務及び北方地域に関する事務に關し、関係行政機関の事務の総合調整及び推進を図ること。

六 南方同胞援護会法（昭和三十

二年法律第六十号）の施行に關すること。

第十條中「南方連絡事務所」を「日本政府南方連絡事務所」に改める。

第十三條を次のように改める。

（日本政府南方連絡事務所）

第十三條 日本政府南方連絡事務所（以下「南方連絡事務所」という。）は、南方地域において左の事務を行う機関とする。

一 管轄区域におけるアメリカ合衆国の政府機関との連絡を行うこと。

二 第九條第一号から第四号までに掲げる事務で管轄区域に係るものを行うこと。

三 本邦と管轄区域との間の貿易に關する事務を行うこと。

四 本邦と管轄区域との間の文化の交流に關する事務を行うこと。

第十四條の次に次の一條を加える。

第十四條の二 南方連絡事務所に置かれる職員（以下この條において「職員」という。）には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の外、在勤手当を支給する。

2 職員に対して支給する在勤手当の支給額は、職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に堪へて能率を充分發揮することができると認められる南方連絡事務所の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

3 在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二條第三項、第三條、第四條、第十條（第三項を除く。）及び第二十一條第二項の規定は、第一項の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「大使及び公使以外の在外職員」とあり、又は「在外職員」とあるのは「職員」と、「当該在外職員」とあるのは「当該職員」と、「在勤俸及び加俸」とあり、又は「在勤俸」とあるのは「在勤手当」と、第四條第一項中「特別職の職員の給与に關する法律第八條並びに一般職の職員の給与に關する法律」とあるのは「一般職の職員の給与に關する法律」と、第十條第二項

名	称	位	置	管	轄	区	域
那覇日本政府南方連絡事務所	沖繩島	硫黄島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）					

3 特別の必要がある場合において、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、前項に規定するものの外、南方連絡事務所を増設することができる。

4 南方連絡事務所の所掌事務を分掌させるため、南方連絡事務所内に、出張所を置くことができる。

5 南方連絡事務所の内部組織並びに出張所の名称、位置及び管轄区域は、総理府令で定める。

大臣は、所長を指揮監督することができる。この場合において、主任の大臣は、内閣総理大臣に協議しなければならない。

第十四條の次に次の一條を加える。

第十四條の二 南方連絡事務所に置かれる職員（以下この條において「職員」という。）には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の外、在勤手当を支給する。

2 職員に対して支給する在勤手当の支給額は、職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に堪へて能率を充分發揮することができると認められる南方連絡事務所の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

3 在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二條第三項、第三條、第四條、第十條（第三項を除く。）及び第二十一條第二項の規定は、第一項の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「大使及び公使以外の在外職員」とあり、又は「在外職員」とあるのは「職員」と、「当該在外職員」とあるのは「当該職員」と、「在勤俸及び加俸」とあり、又は「在勤俸」とあるのは「在勤手当」と、第四條第一項中「特別職の職員の給与に關する法律第八條並びに一般職の職員の給与に關する法律」とあるのは「一般職の職員の給与に關する法律」と、第十條第二項

第十四條の次に次の一條を加える。

第十四條の二 南方連絡事務所に置かれる職員（以下この條において「職員」という。）には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の外、在勤手当を支給する。

2 職員に対して支給する在勤手当の支給額は、職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に堪へて能率を充分發揮することができると認められる南方連絡事務所の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

3 在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二條第三項、第三條、第四條、第十條（第三項を除く。）及び第二十一條第二項の規定は、第一項の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「大使及び公使以外の在外職員」とあり、又は「在外職員」とあるのは「職員」と、「当該在外職員」とあるのは「当該職員」と、「在勤俸及び加俸」とあり、又は「在勤俸」とあるのは「在勤手当」と、第四條第一項中「特別職の職員の給与に關する法律第八條並びに一般職の職員の給与に關する法律」とあるのは「一般職の職員の給与に關する法律」と、第十條第二項

第十四條の次に次の一條を加える。

第十四條の二 南方連絡事務所に置かれる職員（以下この條において「職員」という。）には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の外、在勤手当を支給する。

2 職員に対して支給する在勤手当の支給額は、職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に堪へて能率を充分發揮することができると認められる南方連絡事務所の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

3 在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二條第三項、第三條、第四條、第十條（第三項を除く。）及び第二十一條第二項の規定は、第一項の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「大使及び公使以外の在外職員」とあり、又は「在外職員」とあるのは「職員」と、「当該在外職員」とあるのは「当該職員」と、「在勤俸及び加俸」とあり、又は「在勤俸」とあるのは「在勤手当」と、第四條第一項中「特別職の職員の給与に關する法律第八條並びに一般職の職員の給与に關する法律」とあるのは「一般職の職員の給与に關する法律」と、第十條第二項

第十四條の次に次の一條を加える。

第十四條の二 南方連絡事務所に置かれる職員（以下この條において「職員」という。）には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の外、在勤手当を支給する。

2 職員に対して支給する在勤手当の支給額は、職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に堪へて能率を充分發揮することができると認められる南方連絡事務所の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

3 在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二條第三項、第三條、第四條、第十條（第三項を除く。）及び第二十一條第二項の規定は、第一項の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「大使及び公使以外の在外職員」とあり、又は「在外職員」とあるのは「職員」と、「当該在外職員」とあるのは「当該職員」と、「在勤俸及び加俸」とあり、又は「在勤俸」とあるのは「在勤手当」と、第四條第一項中「特別職の職員の給与に關する法律第八條並びに一般職の職員の給与に關する法律」とあるのは「一般職の職員の給与に關する法律」と、第十條第二項

中「外国」とあるのは「日本政府南方連絡事務所の所在地」と、同条第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

(南方連絡事務局設置法の廃止)

2 南方連絡事務局設置法(昭和二十七年法律第二百十八号)は、廃止する。

(職員の引継)

3 この法律施行の際現に南方連絡事務局(日本政府南方連絡事務所を除く)及び那覇日本政府南方連絡事務所の職員である者は、別に命令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて、それぞれ特別地域連絡局及び那覇日本政府南方連絡事務所の職員となるものとする。

理由

総理府本府に、南方地域及び北方地域に関する事務を行わせるため、内部部局として特別地域連絡局を、南方地域における事務を行わせるため、附属機関として日本政府南方連絡事務所を置く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○今松政府委員 たいだいま議題となりました総理府設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理

由及び概要を御説明申し上げます。終戦以来ソビエト社会主義共和国連邦により占領され、事実上その支配下にある北方地域に關しましては、日本国の主権が完全に回復され、島民の歸島が実現されるよう努めなければならぬことは当然であります。これが実現を見るに至る間においても、その地域に在住していた島民は土地、家屋、その他の財産等を島に残したまま全員本土に引き揚げ、その生活も困窮したとしておりますので、これら北方地域とその島民に關し、諸般の事項について調査、連絡、あつせん及び処理等を行わなければならない問題が少くないのであります。

これらの事務を行ひ必要な措置を講ずるために、現在の南方連絡事務局を改組いたしまして特別地域連絡局とし、沖縄、小笠原諸島等南方地域のほか、北方地域に關する事務を行わせることとしたと考へますので、その根拠法である総理府設置法の一部を改正する必要があるものであります。これが、この法律案を提出する理由であります。

次に、この法律案の主要な点を御説明申し上げます。第一は、総理府本府の内部部局として特別地域連絡局を置き、その所掌事務として現在南方連絡事務局で所掌している事務のほか、北方地域に關し必要な事務を加へたことであります。

第二は、日本政府南方連絡事務所を総理府本府の付屬機関とし、南方連絡事務局設置法中の日本政府南方連絡事務所に關する規定とほぼ同様の規定を設けたことであります。

以上、この法律案の提案理由及び概

要を御説明申し上げたのであります。が、何とぞ慎重御審議の上すみやかに可決されますよう、お願い申し上げます。次第でございます。

○福永委員長 次に法務省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、まず政府に提案理由の説明を求めます。横川政務次官。

法務省設置法の一部を改正する法律案
法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「経理部」の下に「及び司法法制調査部」を加へる。

第五條第一項第十七号中「他の部局」を「司法制度に關する法令案及び他の部局」に改め、同項に次の二号を加へる。

二十 法制審議会に關する事項
二十一 国立国会図書館支部法務図書館に關する事項

第五條に次の一項を加へる。
司法法制調査部においては、第一項第十七号から第二十一号までの事務を掌る。

第十三條の十六を第十三條の十七とし、第十三條の十一から第十三條の十五までを一條ずつ繰り下げ、第十三條の十第二項中「別表十」を「別表十一」に、「別表十一」の通りとするを「法務省令で定める」に改め、同條を第十三條の十一とし、第十三條の九第二項中「別表九」を「別表十」に改め、同條を第十三條の十とし、第十三條の八第二項中「別表七」を「別表八」に改め、同條第五項中「別表八」を「別表九」に改め、同條を第十三條の九とし、第十三條の七を第十三條の八とし、第十三條の六を第十三條の七とし、第十三條の五第一項中「及び少年鑑別所」を「少年鑑別所及び婦人補導院」に改め、同條第二項中「別表六」を「別表七」に改め、同條を第十三條の六とし、第十三條の四の次に次の一項を加へる。

第十三條の五 法務大臣の管理の下に、婦人補導院法(昭和三十三年法律第 号)第一條の規定による婦人補導院を置く。

婦人補導院の名稱及び位置は、別表六の通りとする。

法務大臣は、必要があると認めるときは、婦人補導院の分院を置くことができる。

婦人補導院の内部組織並びに分院の名稱、位置及び内部組織は、法務省令で定める。

第十七條中「第十三條の十六」を「第十三條の十七」に改める。

別表四東京拘置所の項中「東京都葛飾区」を「東京都葛飾区」に改める。

別表十一を削り、別表十を別表十一とし、別表六から別表九までを一條ずつ繰り下げ、別表五の次に次の一表を加へる。

(別表) 六

名 稱	位 置
東京婦人補導院	東京都府中市
大阪婦人補導院	堺市
福岡婦人補導院	福岡市

附則

(施行期日)
1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

(地方自治法の一部改正)
2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百五十六條第七項中「懲戒機

理由

法務大臣官房に司法法制調査部を置くとともに、法務省の附属機関として婦人補導院法による婦人補導院を新設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○横川政府委員 法務省設置法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案の要旨は、法務省設置法の一部を改正して、法務大臣官房に司法法制調査部を置くこと、法務大臣が必
要であると認めるときは、法務研修所の支所を置くことができるものとすること、法務大臣の管理のもとに婦人補導院法第一条の規定による婦人補導院を置くこと、入国管理事務所の出張所の名称及び位置を法務省令で定めるものとすること及び東京拘置所の位置を定めることとを要するものである。

まず、法務大臣官房司法法制調査部の新設についてであります。現在法務省におきましては、司法制度その他他の部局の所管に属しない法令案の作成、内外の法令並びに司法制度及び法務に関する資料の調査、収集、整備、編纂及び刊行、法務に関する統計、法制審議会、国立国会図書館支部法務図書館に関する事項等を大臣官房調査課においてつかさどつてゐるのであります。この種の事務、ことに司法制度等に関する法令案の作成並びに司法制度及び法務に関する資料の調査等の事務は、近時ますます増大するとともに、その複雑重要性を加えて参りましたことは、現に今国会におきまして御審議をわすらわしております最高裁判所の機

構改革等に関する法律案等、毎国会多数の法律案を立案している状況であります。従つて、これらの事務は一課をもつてはこれを円滑に処理することが著しく困難な状況に立ち至りましたので、ここにこれに関する機構を改め、事務の円滑、かつ能率的な処理をはかるため、大臣官房に司法法制調査部を設置し、これらの事務をつかさどらしめることにしようとするものであります。

次に法務研修所の支所の設置についてであります。法務関係職員の仕事の能率の向上並びに事務の適正処理に資するため、従来法務研修所におきまして、諸般の研修を実施して参つたのであります。しかし中央における研修のみによりましては、予算等の点からその実施に種々制約が生ずるのであります。この際地方における研修を充実実施し、中央、地方を通じて総合的な研修の効果を上げるため、法務大臣が必要であると認める場合には、法務研修所の支所を置くことができるものといたしましたのであります。さしあつて来年度において、名古屋及び広島市に支所を設置することを計画してあります。

次に、婦人補導院の設置についてであります。今国会に提案御審議をわすらわしております春光防止法の一部を改正する法律案第十七条の規定により、補導処分付せられた者を受容するための婦人補導院につきましては、同じく御審議をわすらわしております婦人補導院法第一条にその規定があるものであります。そこで、この婦人補導院は、法務大臣の管理のもとにこれを置き、東京、大阪、福岡の三婦人補

導院を新設することとし、なお法務大臣は必要であると認めるときは、婦人補導院の分院を置くことができるものといたしましたのであります。

次に、入国管理事務所の名称、位置を法務省令で定めるものとすることに参りてあります。入国管理事務所の出張所につきましては、配置職員が二名ないし三名程度のものが多く、そのほとんどが出入国港に設置されてい

て、主として外国人に対する出入国審査事務を取り扱つております。しこつて国際情勢の推移、貿易の消長、出入国船舶の増減等の影響を受けてその事務に繁閑を生ずることがあるのであります。したが、限られた予算と人員を有効適切に利用し、これらの事務の円滑化をはかるために、出張所の新設、位置の変更等を臨機に行うようにすることが強く要請される次第であります。そこで同じく港関係の行政機関である税関の支署、出張所等の場合と同じく、これらの出張所の名称及び位置を省令で定めるようにするものであります。

なお、この改正に伴ひまして付則におきまして、地方自治法の一部に所要の改正措置をいたしております。

次に、東京拘置所の位置を東京都豊島区に改めることについてであります。法務省の付属機関で、東京都豊島区にある巣鴨刑務所におきましては、御承知のように従来戦犯受刑者を受容してきたのであります。その在所者の数が著しく減少し、その施設の大部分が遊休化し、これを転用することが必要な状態になつて参りました。しこつて、同施設は元東京拘置所として運営されてきたものであり、未決拘禁の施

設として適切であるのみならず、その収容能力も大であり、かつ裁判所等の関係機関との交通の利便等を考慮するときは、これを東京拘置所として復旧することが適当であります。現在東京都豊島区の小菅刑務所の施設にある東京拘置所の位置を巣鴨刑務所のある東京都豊島区に移し、当該施設に東京拘置所を開設しようとするものであります。

以上が法務省設置法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますよう、お願い申し上げます。

○福永委員長 ただいま提案理由の説明を聴取いたしました各法案につきまして、質疑は次会以後に譲ります。

○福永委員長 次に、国民の祝日に關する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。淡谷悠蔵君。

○淡谷委員 国民の祝日を決定するときは、一般民間の祝祭日とは違ひまして、これが国民に与える影響は非常に大きい。もしこの祝日を軽率に決定するならば、国民の一致団結を増すどころか逆に激しい分裂抗争を引き起すおそれがございます。従つてこの審議には非常に慎重な態度をもつて臨むことが絶対必要であります。

今世界の国民の祝日、国家の祝日といふものを調べてみますと、韓国を除いてははつきりした根拠のある日を選んで国民の祝日としておるようでございます。ところが、一体提案者はこの提案による国民の祝日の決定を、科学的な根拠による新しい方法がいいのか、あるいは科学的な方法によらずとも、ばう

ばくとした神話なり伝説なり、あるいは何らかの別な根拠に基いてばく然と決定しようとするのか、その基本的態度について伺ひたい。

○小川半次君 お答えいたします。建国の記念日が新しくわが国の祝日の中に追加されたといひましたが、国民の考え方とか、あるいはこれによって及ぼすところの国民の思想というものが、分裂抗争するといふようなやういふ大げさなことをわれわれは考えていないのでございます。あなた御自身はさういふ考え方を持っておるかともわかりませんが、われわれは世論調査その他からこれを勘案いたしてみるときに、そのような分裂などということはありませんと信じております。

それから韓国以外に他の国の、たとえば独立記念日とかあるいは革命記念日といふものはこれはございませうけれども、これらは、御承知のように、歴史の新しい国でございまして、あるいはもつと古くからその国は存在しておつたのでしうが、その歴史的過程におきまして革命が起つたりいたしまして、その革命の日を記念日としたり、あるいは国が外部から侵略されたり、いろいろな外部的な事情などもありまして、新たに独立国となつたので独立記念日等を作つておるのでございまして、これらとわが国とは全然性格が違ひるのでございます。そこでわが国の建国の記念日でございませうが、これは淡谷委員が科学的根拠によるものか、こ

ういふ御質問でございませうが、これは科学的と申しましたが、御承知のように、二千数百年も、もつと古いところでございます。これは當時は文字といふものがなかつたのでございまして、

その文字のなかった時代は結局言ひ伝え、民族が民族に伝えていくところの伝説言ひ伝え、それによって伝わってきたのでございまして、その伝説と言ひ伝え、文字がわが国に渡来いたしましたから、結局それを文字に表わしたのであって、その文字に表わしたのが日本の正史といわれているところの日本書紀でございまして、そのような日本書紀に基いて明治初年に幾多の學者の手によってこれが立案されるに至ったのでございまして、われわれはそういう根拠をたどって、二月十一日を建国の記念日として祝日の中に加えようというものでございします。

○淡谷委員 建国の日を制定すること、国民の中にいろいろな意見の対立を生じ、抗争が起るといふことは、私は好ましくないと申し上げている。この二月十一日の紀元節を復活させることに、すでに世論の中に一つの反対の風潮が強く出て参つておりまして、これは実体の本質を知るに従つて、この一年間非常に変つてきている。この際冷静にこの社会の世論の変化といふものを考えまして、提案者が言われるごとく、国民があつて祝すべき日をきめるのが一番正しいのではないかと思ふ。それについて今の御答弁は、まだ不満足に思ふのであります。独立記念日と革命記念日とある、國柄が違つたとおっしゃつた。日本と非常に似た國柄であるというイギリスが古い國であり、かつ日本とは非常によく似ているとしよつちう言つておりました。が、この國が建国の記念日を定めないうという理由はどういうことに基くのか、御答弁願ひたい。

○小川半次君 國柄は古く、いわゆる建國の記念日に相当したようなお祭りがないうわけでありまして、そこは淡谷先生も御承知でありまして、イギリスの歴史はいろいろ民族が征服したり征服されたりして變つて参つていふようなわけでもございします。そこで國柄は古いのであります。ノルマンディに征服されたといふような歴史があります。たゞ、はつきりした建國の記念日を作るといふことが國情に適しなかつたのじやないかといふふうに、私は見ていゝるわけでありまして、イギリスが日本と國情が同じだ、似ているといふことを言ひますが、これは結局で相當世界に雄飛してきた、こういう点については似ておりまして、歴史の意味から言ひますれば、私はイギリスと日本とは必ずしも似ていゝといふことは言ひえない。だろつといふふうに考へております。

○淡谷委員 大へんに古い建國の日を制定いたしました韓国の李承晩大統領のまねをしておられるようでありまして、一体韓国の歴史を四千年と定めた根拠はどういふところにあつたか、お調べでございしよつちうか。これは大へん似ていゝるようです。他國の例をとられた小川先生、續編先生は多分御承知だろつと思ひます。

○小川半次君 韓国は四千何年といふような建國の記念日をきめたようございします。韓国のそのことは、はなはだ残念ながらわれわれはさうした文獻を持っておりませんので、今正確にお答え申しかねます。

○淡谷委員 今承わりますと、紀元節の復活は日本書紀に基いたといふ御答弁でございしますが、日本書紀を正史として取り上げる根拠、根拠といふものは、一休學者の間で一致した意見ですか。これは歴史的な根拠として取り上げることはできませんか。もしもそういう根拠がありますならば、私はお聞きしたい。

○續編委員 日本書紀は、御承知のよう、皇室が命じて編纂をさせました。いわゆる日本正史として長く伝えられてきたものでございします。ただ徳川時代にも藤原幹なんといふ人が、一応日本の歴史について異見を述べたことがありますが、これは本居宣長によつて手ひどくやられて参つたわけでありまして、その後ずっとこれが正史として伝わつてきて、明治の二十一年ごろで、那珂博士が藤原幹氏の説を引用したのですが、日本の歴史に六百年のズレがあるといふことを提唱されたわけでありまして、しかしこの根拠におきまして、まだ歴史學が十分に発達してありません。明治の初期に唱えられた議論でありまして、今日那珂博士のあの六百年のズレといふことにつきましても相當有力なる反対説もあるわけでもございまして、少くとも千三百年以上正史としてずっと日本に伝わつて参つておられるわけでありまして、今日あの歴史がでたらめだといふやうな説をなす人がありますが、これは歴史の科學的研究をされる点において、研究されることはけつこつとかと思ふのであります。なおこれに對して反対論が定説とはなつておらないのであります。私もどつちかいたしましては千三百年以上の長い間正史として伝えてきた日本書紀といふものは、日本の歴史として私どもは尊重していくべきものだといふふうに見ておるわけでありまして。

○淡谷委員 紀元節が定説であると同時に、また日本書紀も歴史として定説になつてしまつておりますが、これに對してでたらめといふ説をなす者があつたといふ續編委員の御答弁です。でたらめだといふ説をなしておられる人々はどういふ人々であるか、實際に名前をあげていただきたい。

○續編委員 那珂博士に對しては相當たくさん反對論者もあるわけでありまして、一々それをあげる煩にたえないわけでもございしますが、反對論者の名前をあげることは御必要であればまた調べて申し上げます。

○淡谷委員 そつちう御答弁では私は納得いかないので。少くとも歴史を論ずる嚴肅な學問上の問題を、あなたがでたらめだとおっしゃつた。ほんとにでたらめだといふことを言つたのであればその人の名前をあげて、その學説を追究する必要があると思ふ。あなたが國民の一致團結の上に立つた建國の記念日を制定しようといふのであれば、でたらめな反對論を――それはいろいろあるだろつが、そのでたらめな説をなす人の本質もつかまれないで、あなたが説だけを主張するので、いささか神がかりだと思ふのです。その点一つぜひともお知らせを願ひたい。すでに請願書も出て配付になつておられるわけですが、それを見てもわからなかつた、あなたの口から答弁願ひなかつても。

○小川半次君 淡谷委員にお答えいたしますが、民主主義の時代にはどういふ學説にも賛成論、反對論のあることは當然なんです。人それぞれ顔が違ふやうに、考え方あるいは思いが違ふし、あるいは自分の勉強した學説の中

にも異説の出ることは當然でございまして、われわれは別に異説があるからといって、それに対しては異説は異説として研究の対象にして今日まで進んでおるのです。その結果その異説もまた賛成論もあつまして、あわせて國民の世論等を勘案して、やはり國民が望んでおるといふ結論に達したので、建國の記念日を新たに祝日に加えよう、そういうことになつたのでございします。

○淡谷委員 小川先生の御答弁を承わりましたが、私は續編先生にお伺ひしておるのです。あなたがでたらめだとおつちやつた學説の主張者をつつお聞かせ願ひたい。重ねてお願いいたします。

○續編委員 でたらめと申しました。が、とにかくさういふ説があるんだけれども、これに對しては必ずしも定説とはなつていない、やはりそれに対する反駁の議論もありまして、星野博士のごときは、那珂博士の説について言つておられる一人でございします。辻善之助博士もさういふことを言つておられるやうに私は記憶しております。

○淡谷委員 私は續編先生のその御答弁は本質ををらしておると思ふので、那珂博士の説を駁論した人の説を聞くのではなく、あなたがでたらめな反對論があると言つたその反對論者を聞きたいのです。質問のほこ先をずらすなさい、勇敢大胆に、撃ちてしまふといふ氣概でお答え願ひたい。

○續編委員 それは大休神武天皇といふのは架空の人物であり、従つて二月十一日といふものはでたらめだといふ説を學校の先生たちが言つておるのです。さういふことなんです。これは

小学校で教わった生徒に私どもは聞いておるわけなんです。だからそういう意味のことをちよつと私が言つたわけなんです……。

○淡谷委員 どうもなおさらこれは聞き捨てならない。少くともこういう提案をされた人が学校の先生から教わつた子供の口から聞いて、それででたらめだというのは、子供を呼んでこなければ議論ができない。どこの学校の何という人ですか、でたらめじゃない御答弁を願いたい。

○綴綴委員 私は聞いておるのです。それをこの際御答弁する必要はないと思います。はつきり聞いておりますから……。

○淡谷委員 少くともあなたが主張される建国の日の、その紀元を否定する説をでたらめだと言ひ以上は、この私の質問に答弁する必要はないというのはどういうわけですか、答弁ができないのですか、必要がないのですか。知つていて必要がないと言ひのか、知らないでできませんと言ひのか、その点をはつきりしてもらいたい。

○綴綴委員 その点につきましては、それじやさらに御納得いくような調査をいたして後ほど御答弁いたします。

○淡谷委員 調査の結果お答え願えるのですか、その御報告はいつ願えるのですか。

○綴綴委員 反対した学者の説を御披露いたします。

○淡谷委員 その資料はいつごろ御提出願えましょいか。いろいろ研究し、できるならば一日も早く国民の建国の正しいところを決定したいと思ひますから、なるべく早く一つお出しを願ひたいと思ひますが、いつ出されますか。

○綴綴委員 次会の審議の際までに間に合せてます。

○淡谷委員 この諸願書には、紀元節問題懇談会というものができておりまして、大体この建國記念日に對して反對論を持つておる学者がたくさん並んでおる。三島一、和歌森太郎、鈴木俊、芳賀幸四郎、林屋辰三郎、宮川寅雄、野原四郎、遠山茂樹、高橋彌一、松島榮一、篠弘道、小松良郎、その他が歴史に關心を持ち歴史を勉強しております。各大学の先生方や、その他の文化人が大きく名を連ねて、今日この反對の諸願を出しておりますが、こゝより反對論の根拠をあなたはことごとく一蹴し得る勇氣をお持ちですか。

○綴綴委員 学者が日本の歴史をいろいろの見地から研究され、異論がありますことについては、私もその研究をされたことについては大いに敬意を表するのでございませう。しかしさういふ学者の皆様の研究されたことがすべてで定説であつて、日本書紀がすべてで定説だといふふうな説をとられることにつきましては、私は異論があるわけでありませう。

○淡谷委員 あなたは自分の主張する日本の正史、すなわち日本書紀というものの正しさを固執しておられますが、すでに、国民の中の責任ある学者が、この建國の日が疑わしいといふ一つの學説を出してきておる。しかもこの一か年間に非常な勢いをもつて、この建國の日に對する反對の聲が高まつてきておる。この事實はお認めになりますか。

○小川半次君 淡谷君にお答え申し上げますが、あなたは何か学者の説が完全無欠なようにおっしゃつておられますが、われわれは学者必ずしもその御意見が完全無欠とは思ひておりませ

ん。国民の中には、専門的な学者でなくとも、もつと学者以上に掘り下げて研究している人もおられますし、要するに表面には声を出さない国民の中には、學者以上の見識を持った國民もおられるのです。私たちはその多くの國民の意思表示によつて表われたところの世論調査というものを最も尊重してあります。さういふ見地に立ちまして、われわれは反對の學者の意見も、賛成の學者の意見も、多くの國民の聲も聞いて、そして結局二月十一日に建國記念日を新たに定めてくれといふ國民多数の意見をつかみましたので、ここに提案するに至つたのでございませう。

○淡谷委員 私はあなたの言うことを納得することはできない。あなたは質問を否定しておる。學者といふものは必ずしも本物じゃないと言つておる。少くとも國が許可を与へた學校で教へんをとる教授がやつておる學問をあなたは否定しておる。もし學者の間に日本の建國の日についていろいろな學説があるならば、これを一つの正しい方向に持つていくとする熱意があつて初めてほんとうの學問と言へるのです。が、これはどうですか。あなたは學問なんかどうあつてもいい、いろいろあつてもいいと言ひますか。少くとも學問といふものは歸一するところがあるのです。その点をあなたは否定しますか。

○小川半次君 私は反對論の學者の意見を全然封殺してゐるのではないのです。申し上げたように、完全無欠とは言へないと言つてゐるのです。その説は全然間違ひだと言つてゐるのではないのです。學者の説といへども完全無欠なものでないといふことを申し上げておるのです。

○淡谷委員 どうもおかしなことを聞きますね。提案者である綴綴さんは、さつき學校の先生から教へられた生徒から聞いて反對論があると言はれるし、あなたは民間にも學者があると言はれる。さうすると、綴綴さんはでたらめだと言ひ、あなたは學問といふものは広漠としてたくさんあつてもいいと言ひ。こんなのは一体どうですか。

○綴綴委員 ちよつと淡谷委員は私の言つたことを誤解されておるようです。私は日本の歴史はでたらめだと言つた方々があるといふことを言つたのでありまして、學者が言つたわけではありませんが、さういふことを今反對の方々が言つておられるといふことを申し上げたわけでありませう。

○淡谷委員 これはやはり學問に關係した問題でもありますのでよく嚴密に扱つてもらいたいと思ひますが、私の記憶によれば、あなたは反對論はでたらめだとおっしゃつてゐるのです。紀元がでたらめだとは言つてゐません。だからあなたがでたらめだとおっしゃる學説があるなら名前を聞かしていただきますといひ申し上げてゐるのです。

○綴綴委員 今あなたのおっしゃるのと私の言つたことは逆なんです。それは速記を一つ調べていただいて——私のちよつと誤解がありますから。

○淡谷委員 それでは記憶違いもありませうから、速記について、あなたの提出される資料とともにあとで検討することにいたします。

それでは小川さんにお尋ねいたします。あなたは國民世論に基いてこの日をきめるとおっしゃるが、國民世論の調査はあなた自身がなされたのですか、あるいは何か別の機關によつてなされたのですか。この点を一応御答弁願ひます。

○小川半次君 お答えいたします。これはあなたも御存じのように、世論調査をするいろいろな機關がございませう。あるいは新聞社とか、あるいはこれを専門にやつておるものもございませう。さういふ機關によつて表はれたところの調査を私は申し上げておるのでございませう。

○淡谷委員 もう少し詳しく御答弁願ひたいと思ひます。何年の何月何日のどのやういふ世論調査に表はれたか。

○小川半次君 總理府審議室の世論調査、これは昭和二十三年一月二十三日から二十五日、調査対象六千九十七名、これは二十才以上でございまして、世論調査の方法は、層化多段階無作為抽出法という名稱のあれでございませう。このときは大体八一・三％の結果が出てゐるのでございませう。それから昭和二十三年一月十五日から十八日の、これはやはり今の内閣審議室と同じやうな時期でございませうが、時事通信社の世論調査でございまして、これも大体今申し上げましたのとやや似通つた数字が出ております。その次に昭和二十七年四月五日から六日にかけて、読売新聞社の世論調査がございませう。これは紀元節を制定することに賛成であるか反對であるかという世論調査でございまして、その結果六三・七％賛成が出ております。反對はわずかに八・六％しか出ていないのでございませう。その後もやはり世論調査等ございませうが、大体以上のことを御参考までに申し上げておきます。

○淡谷委員 その後もやられておるやうですから、その後の方も一つお聞か

せ願いたい。だんだん減ってきておるかふえておるか。

○小川半次君 昭和二十九年二月七日NHKの世論調査がございます。これは賛成者八七・四％、反対は四・五％で、ふえておるわけでございます。

○淡谷委員 そのほかありませんか。それは二十九年です。三十三、三十一、三十二年、今三十三年ですから、人工衛星が飛ぶような時代に、四年という月日は長い。この間の世論調査の変化の形をつかまえたか。

○續委員 最近のは三十二年十二月にやった新聞世論調査連盟の世論調査ですが、これは実は先ほど小川先生から申されたように、大体世論調査のほとんどは、層化多段階無作為抽出法というのが行われておるものであります。この世論調査は、実は層化無作為抽出法で、いわゆる多段階の方法をとってないわけなんです。従いまして、私どもはそこに多少正確さが疑われるのじゃないかと思ひますが、それによりまして、結局、あった方がよいというのが四三・五％、要らないというのが二一％、これはふえております。どちらでもよいというのが二四・二％、わからないというのが一一・四％、こういうことになっております。しかも、この調査する場合の標題は、紀元節のような建国記念日とか、建国祭といったような日を国民の祝日にするというようなきめ方はいいか悪いか、こういう出し方になっていくわけなんです。その辺と、いわゆる一番大事な多段階をあれした、きわめて簡略な世論調査になっていることを、やはり参考として見なければならぬ、こういうふうに思っております。

○淡谷委員 実は私續委員にもう少し教えていただきたいのですが、あなたはだんだんパーセンテージが減つてきますと、今度は調査方法の問題に入つてきておるわけですか。そこで層化無作為抽出法が前に行われていたのです。が、こういうことを御批判なさつたのでしうか。この層化無作為抽出法とあなたの今おっしゃつた多段階調査と、この二つの正しさの比率はどうなつておるのか、あなたのお考えを聞きたい。一体世論調査の方法は何段階あるのですか。

○續委員 今大体層化無作為抽出法が一番に行われておりました。そのほかには、層化無作為抽出法とか、あるいは層化無段階抽出法とか、そういうふうなものも古くは行われておりました。ですが、今日一番多く行われておるのは、層化無作為多段階で、各方面に広く分播しまして、世論調査しているわけですから、この方法が一番正しい、また今日各方面に行われておるものであるというふうに考えております。

○淡谷委員 三十一の十二月は四三・五％の賛成者に減つた、ただし調査の方法が間違つておつたとおっしゃる、それでは三十二年はどうですか。

○續委員 三十二年はあります。

○淡谷委員 ことしはございせんか。

○續委員 ことしもやつております。

○淡谷委員 建国祭に去年は軍人が動員されたそうですが、ことしは美人を動員されたそうです。この軍人を動員するのと美人を動員するのでは世論

構成の上に影響をいたしますか。(「軍人なんかおらぬよ」と呼ぶ者あり) 旧軍人です。

○續委員 特別に旧軍人を招集したとか美人を招集したというふうなことは私は存じません。

○淡谷委員 あなたは御存じないはずはないので、これは新聞などにもたくさん出ておる。世論調査に非常に熱心な續委員さんが、こういう紀元節の行事に対して無関心であつたはずがないのです。現実には美人を動員したのか、婦人が出たのか知りませんが、ともかくもそういうことがあつたということはお認めになりますか。

○續委員 私ども提案者としては、どういう方法でそういうことをやられたか内容は知りませんが、昨年のごときも、各地方で、全国的に婦人団体は自発的に相当出ておるようでありました。今年も私も参りました。婦人が非常に多いという感じもして、おつたことが事実でございます。

○淡谷委員 あなたはさつきは存じません、今度は参られたそうですが、一体どこへ参られたのですか、その場所をお聞かせ願ひたい。

○續委員 私は内容は知りませんが、で、どういふふうなことをやられたかは知らぬというのを申し上げたわけでありまして、当日スポーツ・センタで行われた祝典には参りました、こういうことであります。

○淡谷委員 東京でなされた建国祭にはおいでになつたと思ひますが、そのときは何か去年とは国民の感情が違つたような印象をお受けになりましたか。現実にはかなり違つたように

に考えますが、どうですか。

○續委員 私の感じでは、ぜひ一つ建国記念日を祝祭日としてもらいたいという、非常に強い国民感情というものが出てきておるというふうに見えております。

○淡谷委員 私たちは逆に考えているのです。今年は非常に人出が少かつたのです。これは、あなたは調査方法にまで目をつけられるような精密な頭脳をお持ちの方でありますから、あのようなことを見まして、私はこの点はつきり科学的にお認めになるだろうと思ひますが、どうですか。やはり人出は少くとも、熱意は高まつたとお考えになりますか。

○續委員 今年も奉祝大会の方はスポーツ・センタでやつたようでありましたが、街頭の行進は全然やらなかつたわけでありまして、それで約一万人集まつたと私は聞いておりますから、決して去年なんかと比べて減つてはおりません。むしろますますふえておるというふうに私は見ております。

○淡谷委員 ではその行列をやめた理由、それからこういうふうな企画に主として参画しております団体にはどういふ団体があるか、これは世論調査の上には大事だと思ひますから伺つておきたい。

○續委員 行列をやめられたことにつきましては、私は奉賛会の方に十分関係しておりますから存じませんが、ただ行列をやりました、はち巻をやつたりすることがかえつてわれわれの考え、意思と違ひ、こういうふうなことから、奉祝会ではほんとうにまじめな奉祝会にしよう、こういうことに變つてきたのだらうと思つております。

○淡谷委員 私は續委員にもつと率直にお答え願ひたいのですが、われわれはこの問題についてはまじめに取り上げておるのです。はち巻を締め、たすきをかけて行列に参加すると、あなたの方ではどういふ御迷惑をこうむるのですか。

○續委員 われわれは、ほんとうにまじめな国民の感情を尊重しているのではありません。そこで一部の、たとえばことに右翼団体が加つて、そのためにそういうものが中心になつてやつているというふうなことを国民一般に知らしめたいことは、私はまじめな意図に對してかえつて逆効果になると思ひます。ほんとうにわれわれはまじめに国民の感情を尊重して、そうして厳肅にしかも静肅なお祭をやろう、こういうことに奉賛会の方では方針をきめてやつたように私は聞いております。

○淡谷委員 あなたはどう意図されたか知りませんが、現実には建国記念日というふうな紀元節の復活について、右翼団体やかつての暴力団体がこれに便乗して動いておる事実はお認めになりますか。

○小川半次君 私たち提案者といひましては、そういうあなたのおっしゃる右翼団体などが動いておるかどうか、われわれにはそういう情報も全然入つておりませんし、またわれわれの関知せざるところでございまして、そういう連中はあるいは利用しているかも知れませんけれども、そのことも、まだわれわれの方には何らそういう情報は入つておりませんし、われわれとは別個の問題でございまして、われわれとしてはこれに答えるところの何ら材料を持つておりません。

○淡谷委員 去年この問題の審議に当りまして、学者の公聴会を開いた場合に、右翼団体の首脳と目されております赤尾敏が委員会に入ってきて、反対する者はやつつけてしまえ、そういう暴言を吐いて衛視に議場から連れ出された事実がございまして、これも知らぬとおっしゃらないでしよう。

○小川半次君 赤尾敏氏であつたかどなたか存じませんが、反対の説を唱えた公述人に対して、どなたか暴言を吐いて、衛視にとがめられておつたように私は記憶しております。

○淡谷委員 世論調査にあんなに熱心な態度を示されたあなた方が、現在審議しておる議場で衛視につまみ出されるほど熱心な賛成論者が、だれかと確認しないというはずはないと思う。赤尾敏氏と私は確認しました。朝から入つておりました。こういう事実があつたのをわかりにならないようでは、ほんとうに国民の世論というものを把握ができませんか。目の前で起つておる事実がわからないような怠慢なことで、国民世論の把握ができるのでございまして。三十二年あるいは三十三年の世論調査のようなものを、もう一ぺんやつてみる御意思はございませんか。

○小川半次君 先ほどの赤尾敏氏の件でございまして、私は赤尾敏氏の顔を存じないで、だれであつたかわからない。これが日ごろ顔を知つておるだれかが衛視にとがめられたのであれば、淡谷君がとがめられておるとか（笑聲）小川がとがめられておるとかいうことがわかりますけれども、あなたには知つておられるけれども、私は知らないのです、だれであつたかわからないと言つてゐるのです。

それから世論調査の件ですが、これはどこかの新聞社で自発的にやつていただきますれば大へんけっこうでございませうけれども、今われわれが直ちに世論調査をするかどうかは、今のところまだ考へておりません。

○淡谷委員 私は紀元節賛成論者の性格をはつきり見きわめることが審議の上に非常に重大な意味があると思う。木村篤太郎さんは大へん熱心な賛成論者であります。二月の十三日に大和タイムスの記者会見において、三笠宮のことに言及しておられる。国民の税金で養われておる人として言うべき言葉ではない、皇族をやめてから言うべきだ、こんなことを前國務大臣であつた、最も熱心な紀元節復活論者が、新聞記者との会見で言つておるといふことは、どうお考えになりますか。

○小川半次君 それは木村さんは木村さん御自身の御意見を發表されたものであつて、私はこの御意見に対して今どうこう申し上げる筋合いのものではないので、私からこのことについて答弁を差し控へたいと思ひます。

○淡谷委員 こういう事実のあつたことはお認めになりますか。私も新聞記事だから真偽のほどはわからないが、この重要なことを、あなたの方では一つの注目すべき世論として、また世論のうしろにひそんでおる建国記念日復活の一つの意図として検討されるような御意思はございませんか。

○小川半次君 まことに残念ながら、その新聞記事は私まだ拝見しておりません。あなたの御意見を聞きまして、初めて知つたような次第でございまして。

○淡谷委員 すでにさまざまな学者の

反対論が出、また世論の上においても著しい変化が起つてゐる場合、古い世論調査に基いて、しかもあなた方が正史と伝説的に信じてこられたことををもとにして、建国記念日を定めるといふ態度の中に、私は何かはつきりしない、そして何かの意図を感じるのですが、あなたの方のこういう世論がきまる前にあつて紀元節を復活しようといふその気持は、一体どういふ御熱意に基くのですか。

○小川半次君 昨年の国会でも申し上げましたように、人はそれぞれ自分の祖先を敬い、また人の生まれた日、自分の生まれた日を祝福するといふことは、やはり人間生活の上に私は非常に美しいことだと思ひます。そういう見地に立つて見るときに、自分たちの住んでゐるこの国土が、一体いつから建国されたものであるか、そういうなつかしき心を持つのも、これまた人情の常でございまして。そこでそういう純粋にして素朴な国民の気持を察してやること、やはり政治家としてまた当然の道ではないかと思ひます。そういうことから、戦後世論調査の上にも国民のこうした純粋な、素朴な気持が、やはりわれわれの住むこの国土においても建国の記念日といふものがあつてほしい、またあることが何となく国民として一つの祖先を敬う気持と同じようなものを自分の国に持つことができる、こういう考えが現われて参りましたので、われわれはこれを祝日の中に入れよう、こういうことに提案の趣旨があるのでございまして。

○淡谷委員 私はあなたの御答弁を聞いて大へん残念に思ふのは、あなたは世論調査の結果に基き、あるいは世論

の多数がこれを求めておるからやると申しますが、最近では反対論に対して非常に暴力的な圧迫が加わつてきておる。そこであなたと私は名前を言うことを差し控へますけれども、容易ならざる脅迫あるいは暴力を暗示するような態度が世論を押えてきておる。これは正しい世論をつかむ上において非常に大事なことだと思ひますが、その点の御調査は行き届いていないのですか。

○小川半次君 このことによつて非常にさういふ圧力とかあるいは暴力的なことが生ずることは、まことに残念なことであつて、またこういうことのみならず、いずれの場合も同じこととてございまして、さういふ圧力とか暴力が、ものの制定とかあるいは実現するに當つて行われることは、これは許すべからざることでございまして。しかしこの問題についてどのような脅迫的なことあるいは暴力的なことが起つておるかは、まだその詳しい情報などは私の手元には入つておりません。

○淡谷委員 一体新聞にも書いておられますし、もう世間でもつばらうわさされておる、その事実をまだつかまえていないで、あなたが世論云々を言う資格はないと思ひます。世論を考へるならば、さういふ事実を基いて、果してそれが真実であるかどうかをきわめることが、この法案の成立を急ぐより前に必要なことだと思ひます。その点はどうですか。

○小川半次君 淡谷委員から一つ具体的にどこでどういふことがあつたのか、お聞かせ願ひしますれば、あるいは新聞等によつて私の記憶がよみがえるかも知れません。事実を具体的に一つおつしやつていただきたいのです。

○淡谷委員 これは確実な資料に基いて私の方からもあなたの方にはつきり提出しましょう。もしその事実があつた場合は、もう一ぺん世論調査をしますか。どんな事実があろうともあなたに撃ちてしまふの態度で通すのだ、さういふ気持であるならば、出す必要はない。少くとも世論形成に暴力が加わるような事実があつた場合に、もつと慎重にこの祝祭日の決定を審議すべきであるという線に立つのか、何が何でもやつてしまふのだ、さういふふうな態度をとられるのか、この点を確かめておきます。

○小川半次君 われわれは何が何でもやつてしまふといふような考えは持つておりません。ですからこのように委員会が開かれました、さうしてあなた方に審議をお願いしておるのでございまして。

○淡谷委員 大へんごりつぱな態度だと思ひます。そこでいよいよ根本的な論に入ります。一体あなたの方の考へておる紀元節の根拠ですね、これはしばしばこの委員会でも討議されました、学者の論議もあつた。今あなたは学者の論議ではきまらない問題だとおっしゃる。さまざまな議論があつてもいいと言われる。しかし事は民間行事とは違ふ。民間行事ならば、これは信ずるままにお稽荷さんでもいいだらうし、何を拝んでもいいでしょうけれども、少くとも国家が議会の決定をもつてする建国記念日を、そんなふうばくとしたままきめてはならぬ、確定した事実に基づいた建国の日を定めるべきだと私は思ふが、これがなくていいのですか、それでははつきりした建国の日を定めるという御熱意がありますか。

○小川半次君 あなたのおっしゃる通りに、あるいは学問的に科学的に日本の建国の記念日がいつであるかということがはっきりしておれば、その日があればけっこうなんです。しかし過去において幾多の学者とかあるいは多くの人々の意見を徴してみたのですが、二月十一日以外の日に建国の記念日をきめるということになると、非科学的な、あるいは学問的に合わない日なんです。最も近いのはやはり二月十一日なんです。そういう結果が出たので二月十一日ということになったのでござ

います。あなたが何か二月十一日以外にあるいは学問的に科学的にあるようなお話にも受け取れるのですが、一体ありましたらお示し願いたいのです。

○淡谷委員 日本の建国を悠久二千六百年以前に返って求めようという根拠は、ないのが当りまえだと思ふ。ないものを出せというのは、幽霊の脈を取れというような注文ですよ。そんな無理な注文を出して攻めるならば、確実性がなくとも、歴史的根拠がなくとも国民感情の上に立ってこれをきめるのだという態度に出られたらいいじゃないですか。これはあなたの方に求めたいのです。私の方ではその日はないと

言っておる。

○小川半次君 結局あなたも国民感情に求めたいということに帰着されるようですが、われわれその国民感情の上に結局ここにきたのです。ですから二月十一日以外に建国記念日はない。しかし最も近いのは二月十一日だ。その最も近い日をやはり建国の記念日にするということが国民感情に合うことだ、こういうことになるかと私は思っています。

○淡谷委員 二月十一日が建国の日にもっと近いという考えは学者の一部でしう。今日ではこれを学問として正確に信じている人はいないでしう。多くの歴史学者はほとんど否定している。合わない。ここで学問の議論をしたってしうがありませんから、これはいざれ公聴会でも開いて聞くより仕方ありませんけれども、あなたは学問上二月十一日が最も近い日だと主張されるのですか、あるいはあなたの信念の上で、あるいは信仰の上で主張されるのですか、どちらですか。

○小川半次君 かつて二月十一日を紀元節と称して七十幾年参ったのでございす。その間に二、三の異説を唱える学者もおったのですが、明治から大正、昭和にかけてこの七十幾年の間、今申し上げたように、二、三の異説を唱える学者があつたけれども、当時は日本の多くの学者がこれは当然として認めておったことであるし、国民もまたそれを当然のこととして親しんでいたのでございす。そういうことがやはり国民感情として国民の中にあると私は思うのです。ですから国民感情としてあるものを抹殺して、国民感情に合わない日を建国の記念日にしたいと持ってくるという事は、これこそ私は国民の意思に沿わないことではないか、このように考えております。

○淡谷委員 紀元節を国民感情として懐かしむという風潮は徳川時代にはなかったのです。これは明治時代になって初めてできた国民感情なんです。この国民感情形成の上に、明治政府のさまざまな政策や施策や、あるいは思想形成の努力が非常に加わつてできた国民

感情だという事実を、あなたは認めになりませんか。

○小川半次君 確かに、明治初年に日本の国民感情が近代国家を作つていくという非常に希望に燃えた感情に変わってきたという事は事実でございす。御承知のように、徳川封建制度のもとに苦しんできた国民が非常に解放されたような気持になり、そして当時の先進国といわれた諸外国の長所なども取り入れたという気持がわいたことは事実でございす。そして当時外国等に派遣されておりました明治の先覚者たちが日本に帰つて参りまして、外国にはこのような独立記念日とかあるいは革命記念日とか、あるいは日本で言へば建国の記念日にひとしいようなものがある、そういうふうな意見なども出まして、当時わが国の為政者がこのようなかつての祝祭日を制定するに至つたものと私たちは解釈しているのでございす。

○淡谷委員 それはさっきの御答弁と食い違ひませんか。日本の国は他の国とは違つたとおっしゃつておる。しかし例はやはり外国の例をおとりになつた。便宜なところだけをおとりになつて不便なところはとらない。実際の建国記念日は、二千六百年をどうしても固執するといふ御意図なんですか。もつと先進国の例になつたらいいじゃないですか。明治政府がこの問題を取り上げるならば、明治政府ができた日とか、あるいは王政復古ができた日とか、これを選ばべきだと思ひますが、明治政府がことさらに紀元節を選んだといういわれは一体どこにあるのですか。

○小川半次君 先ほど申しましたように、諸外国の例なども参考にして、そう

して日本が近代国家として希望に燃えて出発していきうという門出であつたので、このような、一つの民族意識といふか、そういうものを高めるために必要と考へて、当時制定したものではないかと私は思ふのでございす。

○淡谷委員 近代国家が形成されたので、そのための民族意識を高めるため、その通りだろうと私は思ふのでございす。そこで、一体近代国家といふものはどういふ要件を備えておるか、これを伺いたい。ほろばくとしたいにしえに建国のものを求めるよりは、むしろあなたのおっしゃつた近代国家形式の日に建国の日を求めたいじゃないですか。

○小川半次君 それは、たとえば現在の立場から見るときに、過去において日本に紀元節といふものがなくて、今一つこういうものをきめようかといふときには、それはまたいろいろな日を考へてみるということもあるでしょうが、しかし明治、大正、昭和二十年に至るまで紀元節としてせつかく国民が親しんできたこのものがあるのですから、このものを抹殺してまた別に日をきめるといふ、私はそういうことを国民はあまり望んでいないのではないかと――それは世論調査の結果であります、このように考へておるのでございす。

○淡谷委員 あなたは明治、大正、昭和と言つておられる。この世論といふもの、国民感情といふものは明治以後に形成されたものなんです。そのときの近代国家の要件は一体どうなんですか、私はこれを伺いたい。国家の成立の日とあなたはおっしゃる。国の始まつた日とおっしゃる。近代国家が初め

てこの日を作ろうといふのですから、あなたの言われる建国といふものと近代国家の成立要件とはどう違ふのか。なぜことさらに歴史的にも明らかでない、学者の間にも異論のある、つかむことのできないような遙遠二千六百年の昔に建国の日を求めなければならぬか、これは一体明治、大正、昭和といふ近代国家の誕生とどういふふうに関連するのですか。

○小川半次君 建国の日といふものはそういう国の、たとえば思想とかあるいは政治の動向とかそういうことには実際は関係なく、いかに国の政治の上に変化があつても、あるいは思想的に根本から変革があつても、国のできたその日といふものは永久に変わるべきものではないのであつて、明治初年の先覚者たちは、自由民権的な国として育てていきうといふような気持がおそろくあつたのだらうと思ふのです。しかしそれはそれとして、だからそれにこじつけて建国記念日を作つたものでは私はないと思ふ。そういうことは別に、日本の国の国初めといふのです、その日を紀元節としたものであらう、私はこう見ておるのです。

○淡谷委員 それではあなたは、明治政府の意図した紀元節の制定と、あなたの今お考へになつてゐる建国の日の観念は全然違つたとおっしゃるのですか。

○小川半次君 いや、全然違つておるとは私は言つてないのです。そういうあらゆる角度から勘案して明治初年に祝日ができたものと、こう見ておるのです。

○淡谷委員 そんなことでは私はまだ納得ができません。違つてゐるのです

か、違っていないのですか。どうもその点はいまいちなのです。幾分違ったところがあるというならば、その違った点の説明を願いたい。

○小川半次君 別に違っておるというわけではないのです。要するにあらゆる面を参考にして、たとえば先ほど申し上げたように、外国の例なども参考にし、かつまた日本の政治を中心に、あるいは当時の先覚者の自由民権的な思想などもあったかもしれないが、そういういろいろなものを含めて、当時日本に祝祭日というものが制定されたのではないか、このように私は思うのでございます。

○淡谷委員 それでは現在のあなた方の主張される建国の日の制定は、明治政府の与られた態度とどの点が違っておるのですか、具体的に説明願いたい。それとも明治政府が制定された紀元節と同じような観念を持って祝おうというのですか。どちらなんですか。

○小川半次君 私たちは、そういう思想的とかそういう意味ではなくして、とにかく日本の国が二千六百年前に国初めをやった、それが二月の十一日であつたというところの、日本書紀なりあるいは明治の当時日本の先覚者が制定いたしましたそのことを尊重して、しかも七十幾年の実績を根本にして建国の記念日を加えよう、こういう考えでございます。

○淡谷委員 どうも私はその点まだ答弁がずれておると思うのです。紀元節というものは、あなたもすでに御承知の通り、明治政府が作つたものなんです。日本書紀とおっしゃいますけれども、日本書紀は逆算に基いた一つの憶測なんです。それをことさらにこの

紀元節というものを制定しまして、撃ちてしまふ、八紘一宇の思想をもつて押し進めた結果があの明治政府の形であつたのです。これは御承知でしょう。その当時の考えと同じような考え方をもちつて今やられようとするのなら、あなたの新しい構想に基くその考えといふものをこの際率直に話してもらえませんか。何をねらうか。あなたは国民感情としてなつかしさがあつたとおっしゃるが、国民感情のなつかしさは、古い時代の人なら知っている例の「雲にそびゆる」の歌なんです。あつた紀元節にもつたお菓子なん

の、意味は、啓蒙されて初めてわかるのです。それを啓蒙しないままに、明治政府をなつかしむような気持ちでこの紀元節を制定したならば、やはりこのほろぼくとした国民感情といふものは、また明治政府から大正、昭和にかけて日本があまりに犯した軍国主義復活の危険がありますから、ことさらに私は固うてゐるのです。一体どういふ新しいことがありますか。

○小川半次君 明治初年にこの祝日が制定されたのは、先ほど申し上げたように、紀元節が日本の国初めの日であるという見解のもとに、当時の日本の先覚者が制定したものであつて、撃ちてしまふの思想とか、あるいは軍国主義思想が制定当時あつたとは、私は考へておらぬのであります。

○淡谷委員 どうも私ただいまの御答弁には納得いかないところがたくさんあるのです。特にこの問題はわれわれは最も嚴重な問題として、学者のつとめる態度を重視しなければならぬと思つてゐるのです。すでに国民の間に反対の

風潮が出てきておる今日、新しい世論調査も行われていない今日、こういう反対論者の言ふところの、でたらめな言つたんじゃないかといふ懸念先生の御話もありましたから、さっきの私の要求に基く反対の学者の——あなたはこの学説はとるに足らぬとおっしゃいましたが、そういう人たちの調査の結果を待つて私はもう一ぺん御質問をしたいと思いますので、これは保留しておきます。

○福永委員長 午前中の会議はこの程度にとどまして、暫時休憩いたします。

午後三時三十分休憩

午後三時三十分再開

○福永委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

国民の祝日に關する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。淡谷修蔵君。

○淡谷委員 先ほど御提出を願ひました紀元節に反対する学者たちの名前の資料が整いましたら、拝見したいと思ひます。

○福永委員長 書類としてはちよつとあれです。一応私の承知しておる程度だけ申し上げてみたいと思つてゐるが、歴史教育者協議会の会長をやつておられます和歌森太郎先生一派の学者が、大體反対を唱えておられることは承知いたしております。それから歴史学研究会の三島一先生、その他奈良女子大学の門脇二先生、金沢大学の遠藤元男先生といふような方が歴史学者として反対をされてゐる方が承知いたしております。

○淡谷委員 先ほどの速記録を取り寄せてみました。「今日あの歴史がでたらめだとかいふような説をなす人がありますが、これは歴史の科学的の研究をされる点において研究されることはけつこくかと思つてゐますが、なおこれに對して反対論が定説となつておらないので」とありまして、あなたのお話は、これはまあ反対の学者がでたらめとおつしやらなかつたようでありまして、どうも御発言の内容では、研究されるのはけつこくだが、反対論は定説となつていない。つまり学者の説がきまらなくても建国の日はこの歴史としてではなく、明らかに歴史外に根拠を求めてあなたは国民の祝日を制定しようとしてゐるようでありまして、この点はどうかでございますか。

○福永委員長 先ほど申しました点は、紀元節反対の学者が日本の古代の歴史に非常な疑問があるといふことを根本として反対をやつておられるわけなんです。その反対をやつていらつしやる学者の説といふものはまだ定説ではない。従つてそれに対する反対の、いわゆる紀元節賛成の学者もたくさんおられるわけでありまして、さういふ意味合いにおいて、学者として古代史を研究されることについては、私も非常に敬意を表するわけでありまして、それがいまだ学界においてのほんとうの定説となつておらないものをもととして、紀元節に絶対反対されるといふ点については、私も疑問を持つ、こういうことを申し上げたつもりであります。

○淡谷委員 あなたの方の主張される根拠は、歴史学としての定説として日本書紀をお使いになりますか、あるいはまた歴史学としてでなく国民の伝説としてお取り上げになるか、この点を明らかにしていただきたい。

○福永委員長 私どもが国祭日をきめる問題は、もちろん歴史的の根拠がはつきりしてゐることでありましてそれに越したことはないものでありますけれども、これはなかなか古いことですから簡単に決定はできないのでございまして、しかもこれはいわゆる純粋科学の、歴史学の問題よりもむしろ国民感情としての政治問題であり、これが決定されたことは日本の正史日本書紀が千三百年もずっと信ぜられて伝わつてきた、それを根拠として、明治維新当初において当時の学者その他の方々が十分に研究されて、二月十一日が、「辛酉の春正月庚辰の朔」、神武天皇が即位された日を天皇の元年とする、これを基礎にしてやつておられるのでありますから、私も祭日として国民がかくも多数要望しておるものをきめる上については、その日本の正史の記述を一応の基礎として差しつかえないじやないか、私はこういう考え方を持つておるわけでありまして。

○淡谷委員 歴史としてはどうも反対の学者の説も定説じゃないかもしれませんが、主張される方々の説もやはり定説じゃない。あなたの方は正史だと云つておられる。かつて「雲にそびゆる」が歌われたころには歴史と国史を分けたものであります。歴史は正確なものに基いたものかもしれないが、国史は国民思想の涵養上、多少事実と相違があつてもいいというぐらゐの、便宜的な立場で教えた。あなたの方の主張される正史の中にも、そういうものがある

書紀をお使いになりますか、あるいはまた歴史学としてでなく国民の伝説としてお取り上げになるか、この点を明らかにしていただきたい。

多分にござりますが、国史あるいは正史といった考え方で、今日の進歩した歴史学との関係についてどうお考えになりますか。

○顧問委員 だんだん歴史学の研究も進んで参りまして、考古学等もあれし、出土品等によつていろいろ研究がされておりました、さような意味合いから、歴史学の立場から日本の古代の歴史を研究されていくことについては、私どもはぜひこれは学者の立場としてやつていかれることを希望します。また紀元節に賛成をしておられる学者の中においても、もちろん日本書紀が、全部が確実なものであるかどうかという点についても、これは疑問を持っておられる人もあるわけですが、私どももいたしましては、もうすでに明治以来七十年の実績を持った国民の祝日として、祝つてきましたところの二月十一日という日をこそ建国記念日とするならば一番適當である、それ以外の日としては私どもはより以上適當な日はないというふうに考へる。しかもこれに對しまして、国民の感情というものに非常な年々私どもは上昇しておると考へるわけでありまして、さような意味合いにおきまして、私どもは多数の民の声を尊重して、国祭日にすることが適當だというふうに考へまして、この法案を提出しておるわけでありまして。

○淡谷委員 どうやらあなたの方の正史という観念は、正確な歴史の事実と合致するものでないか、さういふ思想を持っておられるのであります。特に明治以来七十年という言葉で言われる限りは、私どもはやはり紀元節を制定した

明治の政治的な立場というものを考へざるを得ない。あの当時は、まだ日本は國際的な關係が薄かった。今日では、國際的な關係が非常に高まつておる。さつきお願いしたと思いますが、韓國の紀元節の根拠については、まだお調べはつかないでしよう。小川先生どうですか。韓國四千年の建国の歴史というものはお調べはつかぬでしよう。

○小川半次君 先ほどもお答え申し上げましたように、韓國の建国の記念日が四千数百年とかあるいは五千年とか、これはさういふことを私たちが聞いておりますけれども、まだ確かな文獻は持つておりません。また日本の学者の中でも、韓國政府の發表した建国の記念日というものが、正しいものかどうかという点について、確たる意見を發表した学者もないうちに私たちは承知しております。

○淡谷委員 國際的な立場に立つた國の建国記念日というものを考へるときに、國內のいろいろな行事として認められるならばよろしいのですけれども、日本の建国の歴史は、やはり國際的に問題になるのです。法律的には問題はないかもしれませんが、學術の上では歴史の根拠のないもの、確実な資料のないものを國の起源として、しかも國が定めて祝日だと制定することは、端的にいつて笑われま

す。今でもここで質問しますと、韓國の四千年前の建国の日を委員自体が笑つておられる。これはまさに、わか

れは考へますが、その点はどうお考へになりますか。

○小川半次君 淡谷委員の考へ方は、初めから二月十一日を否定しようという考へえのものと御意見を申し上げておられるから、私たちの考へ方とポイントが合わないわけなんです。あなたは、明治初年に何か當時の先覚者たちがこれを軍國主義とかあるいはさうしたものにこじつけるために制定されたような御意見を持つておられるようですが、私たちは、あの当時は、自由民權の思想を日本に植へ付けようという考へ方、考へ方を當時の先覚者は持つていたと思ふのです。ですから、このことが初めから日本を徹底的に軍國主義に持つていくために制定されたものとか、さういふあなたの方の考へえと私たちの考へえとは大きな距離があるということをお私

はつきり申し上げておきます。

○淡谷委員 非常に努力しましたが、一つの思想の流れというものが正しく伝へられ、正しくとらえられたいというこ

時すでにこの紀元節論者、紀元節を固持する者から、あの戦争に歪曲された紀元節の思想に對して強い反抗があつてしかるべきものと考えますが、それはあつたのですか。

○小川半次君 紀元節にあるいは軍國主義とかあるいは戦争行為に結びつけようとした一部の方があつたかもしれ

○淡谷委員 あなたはさう思われな

○小川半次君 文字の解釈にはいろいろあると思ふのです。たとえば神武東征という文字の場合でも、東征という

○小川半次君 それは先ほど申し上げたように、紀元節にあるいは戦争行為等に利用した一部の人もあつたと思ひます。しかしそれは、そのときの政治家がもつとしかりしておれば、私はさういふあやまちはないかたうと思ふのです。これからは、あなたも御承知のように、民主主義の政治の時代でございますから、よしこの二月十一日が建国の記念日と制定されま

○淡谷委員 それでは伺いますが、紀元節がかりに制定された場合、しかも國がこれを國の祝日と決定した場合、学校等においてその紀元節を祝う方式を一定の型にする御意思はござい

○小川半次君 御承知のように、現在施行されておる祝日を正式に祝つておる学校もありまして、また祝つていな

○淡谷委員 さういふふうに將來どうしてよいかわからぬというふうな祝日を、なぜ今急にきめなければならぬのか。これから学校においてはどうか、その形式をどう扱うか、それさえもきまつていないような祝日を、なぜこんなにあつて作らなければならぬのか。

新しい建国記念日は従来の純元節と違つてこゝろやりたいというような、せめておぼろげなながらも大きな思想があつてほしい、これを私は言つておるわけであります。

○小川半次君 前段の方につきましてお答へ申し上げます。後段の方は續續先生からお答へになると思ひます。前段の五カ条の御誓文と、かつての祝祭日と関連があるのではないかという御意見でございますが、それは五カ条の御誓文が制定されましたその翌年に祝祭日が制定されておりますので、関連があつたものと私は解釈しております。

○續續委員 第二段の相川先生の御質問に対しては、私どももいたしましては、今日きまつておりまする祝祭日につきましても、それぞれその祝

祭日の内容のいかんによつて、三
管の役所がきまつておるわけでありま
す。そこでその祭をどういうような形
に祝っていくか、こいうことはその
主管省で大体的方針がきまると思うわ

知のように、特にこうしろ、ああしろ
というようなことを指示してやつてお
るというような形でなく、国民の盛り
上った気持でお祝いするという形に戦

谷の新しい松葉目に行かねばならぬ。でございまして、建国記念日つきまして、きまりましたならば、私どもはほんとくに国の古い歴史をしのびつつ、国民一般がお互いにおおらかな気

方であります。そういふ考え方のものと、私どもは——おそろくこれは文教の
關係を主としたしておると思ひますの

で、文部省等ともそういう問題についてとくとつ協議しつつ、これが淡谷先生たちの御心配になったような紀元節を悪用されるというような形のお祭ではないようにしていかなければならぬ、こういうことを考えておる次第であります。

○淡谷委員 どうも提案者の小川さんは、やたらに私は反対の立場、反対の立場といっておられますが、初めから反対されたがっているのです。だんだん撃ちてしまいたくなってきたように考へる。

私こそかく伺ひたいが、あなた方は何といつてもこれは理屈ではないといいますが、祝いの形式をきめられるにしても、休みが一日できた場合に、純真な子供たちがなぜ休みができたのだらうと疑いを持つのは当然なことです。困を始めた日だというように学校で教えておられます。考古学やその他の古代科学、これと日本書紀の記述は合わない。歴史とも合わない。そうすると勢い紀元節というものは、日本書紀というあなた方の言う正史という名の伝説かおとど話か何かに変つてしまふのです。その日本書紀を引っぱり出して学校の子供たちが読んでいつて、たとへばこんなところを読んだ場合あなた方はどう説明されるか。内木綿の眞直国と雖も、新羅の韓の如くもあるか。という言葉があるのです。これを子供たちが教室で質問した場合にどう答えますか。この委員会では答弁ができますか。日本書紀です。○顧問委員 淡谷先生のたゞいまお読み上げになりましたことは、私もちよつと解釈に苦しむわけであります。大体今学校の子供たちに紀元節をなぜ

お祝ひするか、こういうことでいいかげんのことを言つて教えるわけにもいかぬじやないかというお話であります。私も申しますように、日本書紀はこれ全部完全なもの、確実なものとは存じませんが、また全部が間違つておる、ことに今の進歩的文化人とおつしやる若い方々の研究によります。古代史が全部架空の問題であるとかあるいは伝説の域を脱しないとかいうような程度のものではないと私は思うのです。これは私の個人の考へなんです。これは私の個人のおつしやる問題についてある程度より少し日本の古代史を研究しなければならぬと考へ、今考古学からいきまして實際と合

わぬといふようなことをおつしやつておる。これはだんだんなにして細文といふものが九州で出ておれば、また大和の国にも出ておられます。そういうふうにしてだんだん考古学が進歩していろいろの出土品が出て参りますと、今まで疑問にされたものが私はだんだん解決がつくのだらうと思ふのです。そこはやはり学者の研究の領分でございます。そして、そういうことで疑問のものが氷解していくようになれば、私は日本の歴史研究者に非常に敬意を表し、また古い歴史を尊んでおつたわれわれに對してそうした確固たる科学的な根拠を与えていただくようなことに古代歴史の研究する方が努力されることを私は非常に望んでおるわけでございます。そういうような意味合いからいたしまして、とにかくいろいろの疑問があるかもしれないけれども、日本の正史として伝えられてきたものとしては、神武天皇が國を始められた。しかも

ことのりも非常に民主主義、平和主義を唱えておられるみことの方が。さらに軍隊も作り、地方官も作るというふうなことで、当時といつたしましては現代的な國家を作られたものと私は思ふわけでありまして、さういふ意味からいたしまして、明治初年にこの日を紀元節として定められたことは非常に卓見であつた、こういうふうには考へておるわけでありまして。

○淡谷委員 あなたも歴史の研究の方は解んぜられないという御意思を表明せられましたので、一安心いたしました。今後歴史の研究が進んであなた方の言われる建國の日がどうも疑わしいといふことが國民の世論として高まつてきた場合、また國の祝祭日を変えるといふのですか。

それから私の今言つた言葉に對しては回答がない。これはちよつとこゝでは答へを求めた方が私は無理だと思ふ。日本書紀の書かれた時代、社会一般の情勢、性觀念あるいは親族關係、族關係、國そのものの形が今とは非常に違ふのです。古代の言葉で書かれていきますから、平氣でこんなところに持ち込んで話をしても発音禁止になりませんけれども、こゝで堂々とこの日本書紀を読んで、あなた方にこれを現代語に翻訳してもらへば國の尊嚴を傷つけます。よる言葉があるのです。それはこの本ならば大して國をくつがえすような危険はないと思ふのですが、あなた方の重点の置かれておる神武天皇のくだりでも「撃ちてしまふ」といふ言葉がしつちやう出てくるのです。戦争中われわれに一番訴へ、またわれわれをかなり苦しめたものは、これは續編さんも御存じの通り「撃ちてしまふ」といふ言葉だつた。もう一つは、やはり神武天皇が即位をしたときに出したという詔勅のうちに、「六合を兼ねて以て都を開き、八紘を擁ひて宇と爲む」とも、亦可からずや。夫の歌傍山の東南、瀨原の地を觀れば、蓋し國の境區か。治るべし。その前の方に「八紘を擁ひて宇と爲む」といふ言葉もある。で、「八紘一宇」といふ言葉を使つたのですが、この「撃ちてしまふ」と「八紘一宇」があのころの戦争の合言葉であつた。この書紀の記述に「撃ちてしまふ」がしばしば出てくる。いずれも戦争の前奏曲です。軍艦マーチです。「みつみつし、久米の子らが、かきもとに、粟田には、かみら一もと、そのがもと、そ根芽繁きて、撃ちてしまふ。」といううのがある。さらにまた戦争のあれがやまんに出てくる。「神風の、伊勢の海の、大石にや、いはひもとへる、しただみの、しただみの、吾子よ、吾子よ、しただみの、いはひもとへり、撃ちてしまふ、撃ちてしまふ。」これは相川委員も言われたことは非常に私は傾聴いたしました。私も國を始めたころの言葉が逆用されて、大東亜戦争の旗じるしにならうと思はれて、日本書紀を書いた人は思つていなかったらう、五カ條の御誓文の時代には日露戦争や大東亜戦争さらに國をひっくり返すような今日のやうな結果を招くとは思ひなかつたか知らぬが、こゝうとは思ひなかつたか知らぬが、こゝういう危険性があると思ふ。意圖する意圖せざるにかかわらずこゝういう危険性が出てくる。現に去年の公聴會の場合に、まつき話しました——小川半次先生は知らぬとおつしやつ

ていました。が、續編先生は赤尾敏を知つておられた。あの事件があつてから私のそばに來まして、あんな者が出るから困つたといつてあなたに嘆いておられた。これは將來の問題じやない。あなた方が紀元節の問題を取り上げたら、さつそく右翼團體がはびこつてくることはわかつておる。これはさつき小川さんは御存じないと言つておるのだが、私は非常に遺憾なんです。今度出ました「週刊サンケイ」をあなたはお読みになりましたか。これは説まぬとおつしやらないでしよう。

「週刊サンケイ」の三月九日号です。あの中に紀元節問題に關して非常に憂うべき一つの記事があるのをあなたがお読みになりましたか。——私にこゝで説きませたいのですか。私は今そういうことを聞きたくない。聞きたくないからあえて読み上げませんけれども、あなたが知らぬとおつしやるなら読みます。どうですか。

○小川半次君 残念ながらまだ読んでおりません。

○淡谷委員 これは國民世論を重大視するあなた方は、読み落してはならない本なんです。読んでいないといふならば、私は故意に反對の説に目を閉じ、耳をふさいでいる実情だと思ふ。「脅迫された三笠宮」というタイトルで——私は脅迫されたのが三笠宮であるから取り上げるのはございせん。これは宮様であらうが一般の人であらうが、それを脅迫して、學説を翻させようといふことは許しておけない。だからあえて言ひ。ここに「紀元節反對論に右翼の「建白書」といふサブ・タイトルがついていて、あなた方が予定される二月十一日に「三笠宮邸の

ていまして、が、續編先生は赤尾敏を知つておられた。あの事件があつてから私のそばに來まして、あんな者が出るから困つたといつてあなたに嘆いておられた。これは將來の問題じやない。あなた方が紀元節の問題を取り上げたら、さつそく右翼團體がはびこつてくることはわかつておる。これはさつき小川さんは御存じないと言つておるのだが、私は非常に遺憾なんです。今度出ました「週刊サンケイ」をあなたはお読みになりましたか。これは説まぬとおつしやらないでしよう。

「週刊サンケイ」の三月九日号です。あの中に紀元節問題に關して非常に憂うべき一つの記事があるのをあなたがお読みになりましたか。——私にこゝで説きませたいのですか。私は今そういうことを聞きたくない。聞きたくないからあえて読み上げませんけれども、あなたが知らぬとおつしやるなら読みます。どうですか。

○小川半次君 残念ながらまだ読んでおりません。

○淡谷委員 これは國民世論を重大視するあなた方は、読み落してはならない本なんです。読んでいないといふならば、私は故意に反對の説に目を閉じ、耳をふさいでいる実情だと思ふ。「脅迫された三笠宮」というタイトルで——私は脅迫されたのが三笠宮であるから取り上げるのはございせん。これは宮様であらうが一般の人であらうが、それを脅迫して、學説を翻させようといふことは許しておけない。だからあえて言ひ。ここに「紀元節反對論に右翼の「建白書」といふサブ・タイトルがついていて、あなた方が予定される二月十一日に「三笠宮邸の

騒ぎは相当のものだった」といつてい
る。「出てこい、出てこい」と言つて、
一時間以上すり込んでおつた。「屋
内にはこのどなり声は、すみずみまで
響き渡り五人の幼いお子さま方は、泣
き出したりふるえたりこれをなだめず
かすのに、妃殿下や女中さんは、大骨
折りだったという。」こう書いておる。
これは小川さんはお読みにならなかつ
た、おそらく藤田さんはお読みになつ
たでしょうな。

○藤田委員 先ほど浅谷先生は非常に
うんちくの深い、しかも撃ちてしま
んの例をお引きになりましてお話しに
なりましたが、実はあの当時撃ちてし
やまんというのは万葉集にも盛んに
出ておりますが、大伴天武天皇様の東
征された一番の根本は、ことむけやわす
のです。話し合つて、話しがつかぬ場
合には、どうしても月向つてくる者は
やむを得ず撃ちてしまよんの氣持を
持つてきておられるわけなんです。そ
こで「我れ東を征ちしより茲に六年に
なりぬ。皇天の威を頼りて、凶徒就
されぬ。」そうしてよりやくこれぞ治
まったというのを書いておられますが、
が、実は先ほど小川先生が、東征とい
うことは撃つということでない、行く
ということだといふ話をちよつとされ
てゐるのですが、実はこれは奈良朝時
代に支那から坊さんが日本に來たので
す。鑑真和尚といふのが來朝したので
すが、その來朝の伝記には「鑑真和尚
東征伝」と書いてある、東をせめると
書いてある。しかし、坊さんが武器を
持つてきたわけではありませぬ。これ
は支那では古い間にはやはり征を行く
ということに使われておるのでありま
すから、東征という言葉は征伐ばかり

ではなく、「言阿平和」、話し合いを
つけていくということが根本でありま
して、それにどうしてもまづろわぬ者
はこれを撃ちてしまよん、という意氣
を示されたことと思つたわけでありま
す。恩威並びに施したところだ
と私は思ふのであります。そうしてま
たこの韻助には、少しでも民の利益に
なるものはこれをどこまでもやる、そ
うして今の「八紘を掩ひて宇と為む」
ということも、この周囲の者がお互に
仲良くして穏やかな國を作ろうとい
う意味なんです、それが大東亜戦争の時分
に御承知のように、相当へんなふう
に使われたことは、私も非常に遺憾
に思ふのであります。神武天皇のお
氣持は、ほんとに今日の平和主義で
あり、また民主主義の精神のもとに
やつてきておられることでありま
すから、さういふ意味合いにおきま
して、この建國の日をお祝いすること
は、私はほんとに日本のためには大
事なことだといふふうに考へておりま
す。

それから三月九日の「週刊サンケ
イ」のお話であります、その内容に
つきましては私も承知いたしておりま
す。その後三笠宮様が名古屋にいらし
た時分にも、何か多少不穏な状態が
あったといふのですが、これも警察庁で
聞きまされたのですけれども、別に危
害も加えなかつたし、また受けられた方
は相当脅迫を受けられたといふよう
なことであったかもしれませんが、と
にかく今の「週刊サンケイ」の記事は少
し誇大のようにも考えますが、少く
もそれは内容のいかんにかかわりま
せぬ、私もそれはあつたことを
やる人が出て参りますことはまことに

遺憾でございます、ほんとうにこち
らは迷惑を感じておるようなわけでござ
います。

○浅谷委員 あなたは、原因を作つて
おいて結果がはなはだ迷惑だといつて
も、これはしょうがないのです。和
尚さんの東征は東に行くことかもしれな
いけれども、行くといふ言葉にもいろ
いろあるようでありま。しかし撃ち
てしまよんを和尚さんが使つたとは私
は思へない。これは、あなた方がこ
とむけやわせて、きかざる者は撃ちてし
やめぬだ、恩威並びに行ひのたとい
ますが、大東亜戦争がさうでしよ、
「東洋平和のためならは何で命が惜し
かろう」といふ歌がある。あの東洋平
和のために虐殺をや、國を滅ぼした
のです。みなことむけやわせてです。
ことむけやわせて、いけなければり
ん然として撃ちてしまよんだ、さうい
うことを小川さんはしばしば言つて
います、さつきもあなたは反対だとい
うことを宣言してゐる。國民の祝日
とするといふ看板を出すか出さぬか
に右翼が暴れたり、人の家を夜中に訪
れ、女子供をおどかしたり、泣かせた
り、そんなのはどつちが撃ちてしま
よんをやるのですか。紀元節に反対する
者はどこまでも撃ちてしまよんだ、宮
様であらうとなかろうと、ことむけや
わせてやわらげない者は、断固として
撃ちてしまよんだ、という氣持がある
のですか。その点をほつきりさせても
らいた。あなた方が作ろうとされる
ならば、まだ抵抗が続きま。ここ
に例をたくさん持つてきておる、脅迫
状態ありますよ、これを随時発表いた
します。これにまつろわぬ者は断固撃
ちてしまよんだ、こゝろい決意なの

か。それともまだことむけやわす段階
なのか、その点をほつきりしてもら
いた。

○小川半次君 答へたいします。先
ほども申し上げましたように、これか
らの政治のあり方によつて、これをあく
までも民主的に平和的に活用してい
くといふ、さういふ態度さえあれば私
は決して心配は要らないと思ひます。
現在これにからんで右翼の者が、先
ほどの「週刊サンケイ」に載つておるよ
うな、さういふ行動に出ておるとい
うことは、非常に迷惑しごくなことであ
りまして、それはさういふ人たちが利
用するのであつて、國が二千六百何十
年前に國始めをしたといふこととさ
ういふことは別個の問題なんです。
それを悪用する者があるかも知れま
せんけれども、國が二千六百何十年前
に國始めをやつたといふこと、このこ
とと私はそのことと別のものだろうと
思ひます。

○浅谷委員 どうも私には受け取れな
いのです。あなたはこれを利用する者
はかつてに利用するので、こつちは知
らぬといひますが、少くとも紀元節の
旗を振りかざして右翼団体が暴れ込
んだり、あるいは街頭録音をすれば街頭
録音のじやまをして、節の合わない紀
元節のうたを歌つてマイクを取り巻
てしまつたり、こんなことが現実
に起つておるのですよ。私は、小川先生
の偉大なる政治手腕に信頼いたしま
すけれども、あなたが御心配要らぬと
いふても、われわれは心配せずにはお
れないのです。NHKはすでに街頭録
音をやめておるではありませんか。國
論がいまだ定まらざるときに、しゃに
むにこれを押していこうといふあなた

方の態度は、やはりことむけやわす段
階を通り過ぎて、断固撃ちてしまよ
んの段階に來ているような感情が、あな
たの眉目のあたりにまざまざと現われ
ておりますが、もうそんな段階です
か、承ります。

○小川半次君 決して撃ちてしまよん
といふような、さういふ考え方は持つ
ておりませぬ。あなたは今いろいろ脅
迫などが來ているといふ御説でござ
います、が、他の新しい祝日を制定いた
しました当時は、私の手元にもそれ
を何百通といふ脅迫状が参つたので
す。それは天皇誕生日を設けるとは
何事であるか、天皇は戦犯じゃないか、
さういふ者を國民が祝ひなんてけし
からぬといふような脅迫状が、私の
ところへ参つたのでござい。私は当
時衆議院の文化委員長として、世論調
査の現れたものを、さうして委員会に
おいて審議の結論として得たところの
問題をあくまでも通すといふことに努
めたものでござい。おそろしくどう
いふ場合でも賛成論も起ればまた反対
論もある。その反対論が行き過ぎて、
今あなたのおっしゃるようなさうい
う脅迫状となつて現われることも、私は
やはり社会には多くあると思ひので
す。今あなたがその脅迫状のことを申
されたので、当時の、おそろしくそ
の右翼とは多少逆の立場に立つた人た
ちの脅迫状かもしれませんが、私の
ところへもそのような多数の脅迫状が
参つたといふことを、この際御参考ま
でに申し上げておきます。

○浅谷委員 少くとも國の祭といふも
のは、みんなあつて喜ぶようなもので
なければならぬ。あなたも、それく
らい反対があつたらあやめになつたら

いい。天皇のお誕生日でも、むしろ国民があげて祝うような気持ちになったときに初めてやつたらよろしい。結局それであなたが成功しておるから、味をしめて今度は紀元節をやる。いいですか、今度は逆にこっちへ脅迫状が舞い込んできている。こんな議論が沸騰しておるときに、世論が相対立する間に祝日をきめたならば、祝日どころじゃありませんよ。——読みましょ、あるのです。私は、あなたも脅迫状をたたくさんとつたと言いますから、別に読んで読まなくてもよろしい。これは決していいかげんなことじゃないのです。国民の世論を形成するならば、もつと平和な手段によつてきめたらよろしい。するするに、天長節から紀元節、これに移つてくる中に私は非常に危険な日本の現在を考へる。自衛隊がその例でしよ。初めは船に大砲を乗つけたものにすぎないというフリゲート艦を、今はもう自衛艦隊で堂々とし歩いておる。ときどき汚職を起します。警察予備隊が保安隊にかわり、今度はいつの間にか自衛隊。大東亜戦争もそうです。初めは平和のためだ、東洋平和のためだ、おしまいは八紘一宇。こういう危険性を作るようなものがすでにこの紀元節という思想の中にあるのです。もし撃ちてしまふという、あなたの方の態度がまだきまらぬとするならば、自民党の中から出ておりますよ、もつと慎重にこの祝日に関する根拠を見定めて——あわててこれを決定するようなことは、私は間違つておると思うのですが、あなたが、やはりあなたの自民党の内部にも、まづろわぬ者どもがそろそろ出てきたのです。相川委員長は、この前は

非常に強硬だった。われわれは質疑を打ち切られた。打ち切られたから、私たちはここでやつておるのです。続きなんです。それを相川委員長は説明です。それから、ちゃんとこの前の去年の審議でもう新しい世論形成をやりまして、むしろあなたの方にとつてはまづろわぬ者どもという傾向が出てきておるのです。この人たちのやはり説をいれて、少しあなたの方も何かもつと慎重に考えるようなことを思いつかれても、私は損じやないと思ひますが、この点はどうですか。

○小川半次君 淡谷委員も御承知のように、昨年の国会におきまする当委員会においては、私たちとしてはおそく論議がし尽されたものと解釈しておつたのでございます。その結果、この案が衆議院の委員会を通過した、そういう経緯をも考へまして、せつかく昨年衆議院の内閣委員会を通つたものを、このまゝほうむつてしまふということ、せつかくの貴重な審議というものをむだにしてしまふおそれもありましたので、このたびあらためましてもう一度提出するに至つたのでございます。

○稲村委員 閣下。この前だい、小川さんや額田さんとやつたので、これはのれんに腕押しと思ひますが、これは非常に重要な問題ですから、私はやはり国会の委員会の記録というものは永久に残るのですから、そこで記録に残しておくために、お互いにまじめな議論をしなければならぬと思ひます。ところが今言われたことに對して、私はあなたの考え方が間違つておると思ひます、ふに落ちないことを少し質問したいと思ひます。

これは実際、国会というところは、古代史とか歴史の論争の場所ではないと思ひます。そこでわれわれのわからないものは、学問によるほかはないので、そこでこういう古代史のいろいろな問題、建国記念日とか何とかいう問題を決定する場合には、学問の決定を待つて、政治家がそれを参考にして実行をする、これ以外には私は道がないと思ひます。そこで学問的ないろいろな問題はきまらぬうちに、二月十一日は間違ひがないといつてきめるのは、これは怪事じゃないですか、あなたどう思ひますか。政治家としてはなほだ怪事だと思ひます。そういうことをやることは非常に取り返しつかない事態を生むと思ひますが、それに対するお考えはどうですか。

○小川半次君 お答えいたします。稲村さんは二月十一日は歴史上から見て、これは全然間違つておるという、そういう先入感を持つておられるから、そういう御意見をなさるものと思ひます。それでこれは日本の国民は、七十年間の長きにわたつて二月十一日を紀元節と信じて、これに親しみをもちつてきたということ、そのこと自体がすべて要するに偽りであつた、虚偽であつた。虚偽の中に日本国民は七十年間生かされてきたということになるのでございまして、せつかく過去の日本の学者たちが、また見識高い人たちが作つたものを否定するようになすという考え方を私は持つておらぬのであります。七十年間国民が信じ、親しんできたそのことを尊重しなければならぬと私は考へております。ところが全然これを否定しておられるから、そこに私と考へ方の食い違ひがあるのではないかと思ひます。

○稲村委員 私はなるほどそれは違つておると思ひます。その議論をしようとは思ひません。間違ひであるという学者が多いのでしよ。それから間違ひでないという人もあるのだ。学問の領域においてそれは決定してないのです。それをあなたが絶対に間違ひがない、これは正しいと思ひて言つて、無理にこれを強行しようとするのは、これは政治家として乱暴です。たとえば社会科学の問題も自然科学の問題も同じですよ。もし原子力発電所を作るといふ場合において、学者の意見を聞かないで、それによつて世論がそらだからといって、世論によつて原子力発電所が作れますか、原子力爆弾が作れますか、できないです。それと同じなんです。社会科学の領域を、学問の決定を待たないで、どうして政治家が勝手にそれをきめられますか。しかも国会というものは、そんな古代史や考古学の論議をするところとは不可能なんです。能力がないのです。国会はだからそれは学問の領域に待たなければならぬのです。これは原子力と同じです。学問の領域によつて、学問の決定を待つて——私は、決して自分の説はあくまでも正しいと言ひつて、あるいは私の説は間違つておるかもしれない。あなたの説が正しいかもしれない、もう少し学問の決定を待つてきめることが、私は政治家の態度じゃないかと思ひます。そこで、紀元節のことは二月十一日が正しい、正しくないと言つて国会でやつたつて、これは全然解決つきませんよ。つける能力が国会にはない。だから学問の決定を待つてからやられたらどうですか。それを僕は痛切にあなたたちに希望するわけなんです。その点いかがですか。

○小川半次君 稲村委員は、学者の意見と申されますが、七十年間旧祝祭日施行のその間に、紀元節に對して否定論を唱へた人は、この七十年間の間に——歴史学者はおそらく数百名あつたのでございまして、異説を唱へた人は、私の記憶によりますと三人くらいではなかつたかと思ひます。七十年間の間に、たとえば二百三、二百名の学者が賛成で、それとして三人くらいが反対であつた。ところが戦後特に最近に至つて、どうも二月十一日建国記念日ということば学問上合わない、こういう意見が非常に多くなつてきております。これが学者の全部とは申しません。純粹にそういう意見を出している人もあると思ひます、非常に思想的な背景のもとにそういう意見を出している人もあると聞いております。また歴史学者でない人が、学者グループとしてここに加つて、これに反対だと言つておる人もあるようにも私は聞いております。ですから、学者の御意見すべて金科玉条として完全無欠なものであるとわれわれは考へておらぬのでございまして。こうした七十年間の歴史と、その後の今日と、われわれは非常にいろいろその前後を深く検討いたしました。やはり二月十一日以外に適當な日がないという結論に達したから、出したのでございまして。反対の学者たちも、じや二月十一日以外に適當な日があるかといへば、絶対にないと言つております。これは事実、学者たちも言つております。文字のなかつた時代ですから、それをはつきりと文獻に表わすということがとりてい不可能である、そ

ういう見地に立つて見るときに、やはり七十年間国民が親しんできたところの二月十一日が一番妥当ではないか、このようにわれわれは考えておるののでございます。

○稲村委員 この前にも申し上げたから、私はここで繰り返す必要はありませんが、しかしもう一度繰り返しますが、明治の学者はほとんど反対したのです。これは前に委員会でも申しましたから言いませんが、当時東京帝國大学文学部教授のチェンバレンというイギリス人がいたのです。その人が本居宣長の古事記伝を翻訳しておるのです。この翻訳の中にちゃんと書いてある。学者はみんな反対した。しかし当時の藩閥政府がそれを強行せしめたというのを言っておるのです。當時は御存じのように皇室に対するいろいろな批判というものは許されなかつたから、そこで反対の人も反対を言わなかつたわけなんです。現に久米博士はひどい目にあっておるわけなんです、そういう事実があるから言わなかつたわけなんです。決してあなたの言うように学者が全部賛成しておりませんよ。それはあなたの主張は間違いないです。あなたはどういうことからそういうことをおっしゃるのか。私の知っておる範囲においては、研究した範囲においては、当時の学者はほとんど反対だった。それを明治政府が強行したのである。それは多少賛成者もあったかもしれないが……

○小川半次君 私はまだ不幸にして研究が足りない関係がわかりませんが、今あなたのおっしゃったように、当時の東京帝國大学の歴史学者たちがこぞってこれを否定していたということ

を、文獻の上にもその他話の上にもまだ伺ったことがないのです。

○稲村委員 この話はこれでやめますが、あなたはさっき、明治の旗じるしは自由民権だ、こういうことをおっしゃいましたね。それは、明治の初めの自由民権の旗じるしの時代に紀元節が行われたということは、紀元節の問題は決して自由民権の運動と対立するものじゃない、こういうことをおっしゃったのですか。

○小川半次君 もう一度質問して下さい。

○稲村委員 先ほどあなたは、明治の旗じるしは自由民権であつたけれど、紀元節が行われた。だから紀元節をきめたところの思想というものは、考えてみるものは、決して自由民権の運動と対立するものじゃない、こういうようなことをおっしゃいませんか。

○小川半次君 明治の先覚者たちが海外に派遣されて、外国の新しい思想であるいは行政一般のものを学んで帰つた。その中には自由民権の思想というものが多分に持ち帰つたように聞いております。そういう自由民権の思想などもあつたその時代であるから、この紀元節制定というものは軍国主義を意図して作つたものではない。自由民権の思想の時代であるから、その時代にこれを作られたものであるから、初めから軍国主義を意図してあの紀元節が当時制定されたものでない、こういうことを申し上げたのでござい

○稲村委員 そこで私から申し上げたいと思ふのですが、実は紀元節を創設した歴史的背景というものは、これは

当時日本がようやく近代国家になつた。近代国家になるときに、実は封建制度を倒すためには、どうしても自由民権の思想が先でなければならなかつたはずなんです。ところが國際關係で、あなたのおっしゃる通り、日本には自由民権思想というものは非常におくれに入つた。そこで私は、明治政府がこの紀元節をやつたり、天皇をかついでやつたことは、手段として私は間違ひでないと思ふのです。これは私ははっきり申し上げておきます。それは封建諸侯がまだ対立をしておつた時代において、その封建諸侯を抑えて統一國家を作るためには、天皇をかついで、天皇のもとに武力と権力を集中して、そして封建諸侯を抑えるということ

は、やむを得ない手段だつたのです。ここで個人のことを申し上げるのはどうかと思ふのですけれども、私は北さんの金婚式のあいさつでもはつきり申し上げたのですが、二つの矛盾した——自由民権思想と、もう一つは國家主義的な統一思想、この二つのものが近代國家を建設したのです。西洋も同じです。西洋もやはり國家主義と——西洋というものはあの民主主義的な思想があると同時に、非常に國家主義的な——それが帝國主義に発展した一つの侵略主義的な思想と、二つの矛盾したものを作り上げておつた。それは日本もやはり同じだつたのです。そこでこの天皇をかつぎ上げて、そして天皇を中心にして、一切天皇のもとに日本の政治的ないろいろなものを集中するということ、こういうことが當時はどうしても必要だつた。その哲學的な根拠をどこに求めたかということが問題なんです。それは要するに近世動王論

なんです。それは竹越三郎さん——死んだ政友会の代議士で、晩年は帝室歴史編纂官であつた、あの人が、二千年五百年史に、数十年前にはつきり書いておる。動王論というものは近世の產物なんです。これは太平記を読んだ水戸光圀が非常に感奮した。そこへちやうど明の亡命政客である朱舜水がやつてきた。そして大いに清に征服されたことについて悲憤慷慨した。それを水戸光圀が連れてきて大日本史を編纂した。それが動王論のもとなんです。日本外史なんかみなここから材料が来ておるのです。そういうのが水戸学派になつた。それがすなわち尊皇攘夷になつた。尊皇攘夷というのは、當時の封建制度を倒す旗じるしとして非常におかしいのだが、日本ではこの哲學思想を取り入れて、そしてそれが徳川幕府を倒す、封建諸侯を倒すという一つの理論的根拠になつたのは必然だつたのです。そして官僚階級が政權をとつた。そこで彼らは天皇を中心とする強大な國家を作り上げたのです。ところがこれが民権主義と非常に対立をしてきたわけなんです。それは御存じの通りで、明治の歴史を見ればわかるのです。これは明治政府が作り上げたものであることは明瞭なんです。繰り返して言うようにですけれども、干支によつて逆算して二月十一日にしたのですよ。二月十一日であるかどうかというところは、これははなはだ疑問である。日本書紀を見てごらんさい。二月十一日なんて書いてないでしやう。ただ辛酉元年に權原朝を創設したということだけであつて、日には書いてない。日には明治政府が逆算して作り上げたのです。だから

これには非常に無理があつて、弊害があるわけなんです。だからこの歴史は根本的に修正しなければならぬのです。そしてこの國家主義的思想が過度に發展をして、日本は西洋と同じような侵略主義にいつてしまつた。それが日本の破滅なんです。しかもこの二月十一日に日露戦争の宣戰布告をしてゐる。私は、これは反対する人もあるかもしれないが、必ずしも日露戦争自体は侵略主義の戦争とは思いませんよ。しかし日露戦争後の日本というものは、アジアの人たちが、日本はアジアを解放してくれるものと思つたところが、やはり西洋と同じことをやつた。そして大東亞戦争とかあらゆる侵略主義の戦争に發展し、植民地を無理に武力によつて獲得して、日本の破滅をもたらした。日露戦争の宣戰布告は二月十一日です。これは明治政府が政治的にやむを得なかつたのであるが、自己の權力を拡大するために——これは決して悪いとは言わない、非常にいい点もあつたけれども、間違つた点もあり、弊害が出てきた。それを極端に發展させるために、紀元節というものを作り上げたのですよ。五節句をやめて紀元節を國の法律にしたのです。そういう歴史的背景のあるものを無理に復活させることは、今騒いでおる右翼団体のような反動思想を台頭させることなんです。あなたの方は、人民主權の憲法を再び天皇主權の憲法に逆転させるような意図は持つていないと言われるけれども、そういう方向に逆転させる十分な危険性を持つておる。そう思いませんか。

○小川半次君 稲村委員のお説のように、徳川の封建制度を打倒するために

は、天皇中心の政治をしこうとした、当時のわが国の先覚者たちの考え方は、おそらく今のあなたの御意見と同様だっただろうと思うのです。しかし天皇中心のそういう政治が制定されたからといって、あなた方が御心配されるような、紀元節を軍国主義的なものに巻き込もうというような意図で作られたものでは、私はおそれないだろうと思う。先ほど私が申し上げたように、当時は何といつても開国早々の弱国の日本が、外国に戦争をぶつけようとか外国を侵略しようなどとは、毛頭考えていなかっただろうと思うのです。そういう当時にこれを作ったのであつて、しかも作るときに、辛酉庚辰春正月というこの文字が日本書紀になつたら、私はおそらく日本の紀元節というものはこのときに制定されなかつただろうと思うのです。やはり千三百年も、国史あるいは歴史を含んだ正史として、日本が学問の根源として最も大切にできたところの日本の正史に、辛酉庚辰春正月とあつて、これを逆算したところが結局二月十一日という日が出てきたのですから、当時の人たちはこの二月十一日をこのときに紀元節として制定したものでしょうと私は思うのです。もし日本書紀にこのことがなかつたら、私は二月十一日というものは生まれなかつたと思うのです。してみれば、二月十一日はたゞ無根拠に作られたものではなくして、そうした千三百年の日本の正史に現われておる文獻に基いて、当時の先覚者たちが制定したのでございまして、私はあなたがこれをすべて間違ひであるとか、いんやこれが軍国主義の根源であるといつて否定すべきものではない

い、このように解釈しておるのでございます。○稻村委員 ちろん二月十一日にきめた人は、日本を軍国主義にするという意図はなかつたかもしませんが、ある人はあつたかもしませんが、ある人はなかつたかもしませんが、しかし天皇絶対主義というものが、そこへ発展していった。そうして日本を破壊された。そこで敗戦後の日本は天皇絶対、天皇主権から、天皇は国民の統合の象徴になつたわけでしょう。ところが今ここで紀元節を復活することは、反対者も多いのだから——とにかく社会党は反対なんだから、社会党の勢力は国民の中に相当ある。世論がどうか申しますけれども、それは三分の一か、あるいは半分ぐらいは反対なんです。それを無理に紀元節、国民の記念日を法律をもつてやろうとする。個人でやることは何をやろうと勝手です。しかし法律をもつて国民の記念日とすることは、少くとも統合の象徴である天皇を国民の分裂の象徴とする危険があると思うので、これは実に日本の憲法のためにとらざるところである。また皇室のためにとらざるところだと思ふ。現に先ほど淡谷委員が言つたように、この問題を中心に大騒ぎしておる。そういう事実がある。だから法律をもつて祝うものは、少くとも国民全体が祝うものでなければならぬです。古代書の中に幾らでもあります。これは学者や政治家がみんな協力して研究すれば、日本の古代文化の中には幾らでも記念すべき偉大なものがある。われわれは祖先の偉大な業績を無視しようとは思ふ。祖先があるからこそ今日われわれがあるものであつて、その

偉大なる祖先の業績とはどういふものか、これは具体的に幾らでもある。文化の記念としていまだに残つておる。そういうものを記念するのが当然である。日本書紀の不確かなるこの東征による橿原朝の創設という、しかも過去において軍国主義に利用されたものを、どうして国民の記念日となさなければならぬといふことは、実におかしいと思ふ。自由民主主義が看板である自由民主主義が、どうも自由民主主義と反するようなおかしなことになるはせぬか、こころ配するのです。反対が三分の一あるものを——半分以上かもしません。だんだん反対が多くなつておる。そういうものを無理に法律で強行して記念日にして、国論を分裂させる必要はないでしょう。これは天皇のためにとらざるところだと思ふので

○小川半次君 二月十一日をいろいろ戦争等に悪利用したような過去はあつたかも知れません。しかしそれはそれとして、二月十一日そのものには罪がないのです。ただそれを悪用したものがあつたかも知れませんけれども、二月十一日そのものは何の罪がないのであつて、だからといって、日本の国始めの日を過去において悪用したものがあつたから、今度は三月十日にしようとか、五月六日にしようなんて、過去においてこれを悪用したものがあつたかも知れないけれども、しかし厳然として日本の国始めの日といふものは、これは万古不変に変わべきものではないと私は思ふのです。将来もしこれを悪用するものがあるとするならば、それは時の政治の力でもつて

ういふことを悪用しないように、お互いが戒め合つていかなければならぬと思ふのです。それから社会党はこれは全面的に反対でございしますが、今日はそのようになつておるかも知れませんけれども、昭和二十三年七月に現在の新しい国民の祝日が制定されました。当時は、社会党の委員の方々も二月十一日を司令部が認めてくれるならば仕方がないじゃないか、その日をしようではないかという相談があつたのでございします。私は当時委員長でそういう相談も受けまして、司令部の方へ出かけて交渉したのでございしますが、當時は占領下でございまして、当時の宗教課長のパンズという人は断固として反対したので。私は司令部へ八回通つて、委員会の空気はこの通りである、あなたの方で大体許可してくれるならば、委員会は一一致二月十一日を建国の記念日にしたい、こういう意見を伝えたのでございしますが、このパンズという宗教課長は断固としてこれに反対をいたしました。當時は何として占領下にあつたために、ついに二月十一日を入れることができなかったのでもございします。そこでもしあなたがそういうことはないとおっしゃるなれば、当時の社会党の委員の方の発言の速記録もございしますが、しかし今はそれを説き上げることは差し控えますが、當時はそういう空気にあつたのでございします。しかし最近はおっしゃる通り社会党の人たちは全部反対であられるかも知れませんが、そのようにな二十三年当時の空気等私はよく存じておりますので、これはそう無理なものではないと思ふ。こういふよう

に私は今なお解釈をしておるものですから、私は当時の責任者として当時入るべきものを入れ得なかつたところの責任があるのですから、私は額田氏などとともに、このようにして答弁の役に立つておるのでございします。こ

しい。そういうことがございましたか。

○小川半次君 今はつきりパンス宗教課長がそういう発言をしたかどうか記憶に残っておりません。

○渋谷委員 そこに速記録ございせんか。

○小川半次君 速記録と申しまして、こいう何百ページという部厚いものから、速記録の何ページに出ているか今はつきりわかりませんが、あなたの方でおわかりでしたらページをおっしゃっていただきたい。

○渋谷委員 もしも今おわかりにならなかったならば、大へん重大なことですし、アメリカが心配した通りのことが現実になっている。決して私は歴史というものは、あなた個人が考えているようにいくものじゃないと思う。大東亜戦争だつてするずるといってしまつたのでありますから、その点は事を始める最初に、ファースト・ステップを十分に注意しないと、とんでもないことになると思います。その点を慎重に考えたいと思いますので、もしあなたの方でお許し下さいますれば、私は保留いたしまして、本日はこの辺で打ち切りたいと思います。

○福永委員長 本日はこの程度にとどめまして、次会は公報をもつてお知らせいたします。

これにて散会いたします。

午後四時五十五分散会

昭和三十三年三月四日印刷

昭和三十三年三月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局